

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求事件(第2事件)

国側当事者・国(城東税務署長)

令和元年11月8日棄却・控訴

判 決

第1事件及び第2事件原告 A株式会社
(以下「原告A」という。)

同代表者代表取締役 甲
第1事件及び第2事件原告 有限会社B
(以下「原告B」という。)

同代表者代表取締役 乙
上記2名訴訟代理人弁護士 水野 武夫
同 井関 正裕
同 溝渕 雅男

第1事件及び第2事件被告 国
(以下「被告」という。)

同代表者法務大臣 三好 雅子
処分行政庁 城東税務署長
清良 幸久

指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 原告Aの請求

- (1) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度以後の法人税に係る青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- (2) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス3223円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額5109万7167円を下回る部分並びに当該法人税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成20年10月1日

- から平成21年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額7億1178万0918円を下回る部分を取り消す。
- (4) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成21年10月1日から平成22年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額7億4775万4884円を下回る部分を取り消す。
- (5) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成22年10月1日から平成23年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス2826円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額7億3758万7713円を下回る部分を取り消す。
- (6) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Aに対してした平成23年10月1日から平成24年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス3234円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額6億6695万3818円を下回る部分を取り消す。
- (7) 城東税務署長が平成26年7月9日付けで原告Aに対してした平成22年10月1日から平成23年9月30日まで及び同年10月1日から平成24年9月30日までの各事業年度の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- (8) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成24年10月1日から平成25年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額0円を超える部分、納付すべき税額0円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額6億2449万3162円を下回る部分並びに当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（ただし、それぞれ平成29年10月31日付け再更正処分及び過少申告加算税変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (9) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成25年10月1日から平成26年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額7億4951万4518円を下回る部分を取り消す。
- (10) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成26年10月1日から平成27年9月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額6億9353万4975円を下回る部分を取り消す。
- (11) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成24年10月1日から平成25年9月30日までの課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分のうち、課税標準法人税額0円を超える部分及び納付すべき税額0円を超える部分並びに当該復興特別法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（ただし、それぞれ平成29年10月31日付け再更正処分及び過少申告加算税変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (12) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成24年10月1日から平成25年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額195万円を超える部分及び納付すべき地方消費税額48万7500円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- (13) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Aに対してした平成25年10月1日から平成26年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額641万9300円を超える部分及び納付すべき地方消費税額166万6

000円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成30年1月12日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

2 原告Bの請求

- (1) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Bに対してした平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額1057万3798円を超える部分及び納付すべき税額253万1900円を超える部分並びに当該法人税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (2) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Bに対してした平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額767万3417円を超える部分及び納付すべき税額138万1100円を超える部分並びに当該法人税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 城東税務署長が平成25年11月29日付けで原告Bに対してした平成20年4月1日から平成21年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額1729万4800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額432万3700円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (4) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Bに対してした平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額945万7084円を超える部分及び納付すべき税額157万1500円を超える部分並びに当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（ただし、それぞれ平成29年3月21日付け再更正処分及び過少申告加算税変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (5) 城東税務署長が平成28年11月8日付けで原告Bに対してした平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額1508万9800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額377万2400円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 第1事件

第1事件は、亡丙（以下「亡丙」という。）を主要株主とする株式会社及び有限会社である原告らが、平成20年9月1日付けで原告Aが所有する土地及び建物（以下、それぞれ「本件土地」、「本件建物」といい、これらを併せて「本件土地建物」という。）を原告Bに売却する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、当該売却をしたことを前提に、それぞれ法人税及び復興特別法人税（以下、併せて「法人税等」という。）並びに消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）の確定申告をしたところ、城東税務署長から、本件売買契約は虚偽表示により無効であり、本件売買契約を仮装した行為は青色申告の承認の取消事由及び重加算税の賦課事由に該当するとして、原告Aにつき後記アの各処分、原告Bにつき後記イの各処分を受けたことから、当該各処分（更正処分については申告額を超える部分であるが、後記ア（ア）c及びdについては、翌期へ繰り

越す欠損金額のうち申告額を下回る部分に限る。)の取消しを求める事案である(以下、原告らが第1事件において取消しを求めている後記の本件A青色申告承認取消処分、本件A各更正処分等(先行年分)及び本件B各更正処分等(先行年分)を併せて「本件各処分(先行年分)」という。)

ア 原告Aが受けた処分

(ア) 平成25年11月29日付けの各処分

- a 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度(以下「平成20年9月期」といい、原告Aの他の事業年度についても同様に表記する。)以後の法人税に係る青色申告の承認の取消処分(以下「本件A青色申告承認取消処分」という。)(請求の趣旨1(1))
- b 平成20年9月期の法人税に係る更正処分(以下「本件A更正処分(平成20年9月期)」という。)及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分(以下「本件A重加算税賦課決定処分(平成20年9月期)」という。)(請求の趣旨1(2))
- c 平成21年9月期の法人税に係る更正処分(以下「本件A更正処分(平成21年9月期)」という。)(請求の趣旨1(3))
- d 平成22年9月期の法人税に係る更正処分(以下「本件A更正処分(平成22年9月期)」という。)(請求の趣旨1(4))
- e 平成23年9月期の法人税に係る更正処分(以下「本件A更正処分(平成23年9月期)」という。)(請求の趣旨1(5))
- f 平成24年9月期の法人税に係る更正処分(以下「本件A更正処分(平成24年9月期)」といい、本件A更正処分(平成20年9月期)～本件A更正処分(平成24年9月期)を併せて「本件A各更正処分(先行年分)」という。)(請求の趣旨1(6))

(イ) 平成26年7月9日付けの各処分

- a 平成23年9月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分(以下「本件A過少申告加算税賦課決定処分(平成23年9月期)」という。)(請求の趣旨1(7))
- b 平成24年9月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分(以下「本件A過少申告加算税賦課決定処分(平成24年9月期)」といい、本件A過少申告加算税賦課決定処分(平成23年9月期)と併せて「本件A各過少申告加算税賦課決定処分(先行年分)」という。また、本件A各過少申告加算税賦課決定処分(先行年分)と本件A重加算税賦課決定処分(平成20年9月期)を併せて「本件A各賦課決定処分(先行年分)」といい、本件A各更正処分(先行年分)と本件A各賦課決定処分(先行年分)を併せて「本件A各更正処分等(先行年分)」という。)(請求の趣旨1(7))

イ 原告Bが受けた平成25年11月29日付けの各処分

- (ア) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度(以下「平成21年3月期」といい、原告Bの他の事業年度についても同様に表記する。)の法人税に係る更正処分(以下「本件B法人税更正処分(平成21年3月期)」という。)及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分(以下「本件B法人税重加算税賦課決定処分(平成21年3月期)」という。)(請求の趣旨2(1))

- (イ) 平成22年3月期の法人税に係る更正処分(以下「本件B法人税更正処分(平成2

2年3月期)」といい、本件B法人税更正処分（平成21年3月期）と併せて「本件B各法人税更正処分（先行年分）」という。）及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件B法人税重加算税賦課決定処分（平成22年3月期）」といい、本件B法人税重加算税賦課決定処分（平成21年3月期）と併せて「本件B各法人税重加算税賦課決定処分（先行年分）」という。）（請求の趣旨2（2））

（ウ）平成20年4月1日から平成21年3月31日までの課税期間（以下「平成21年3月課税期間」といい、原告Bの他の課税期間についても同様に表記する。）の消費税等に係る更正処分（以下「本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）」という。）及び当該消費税等に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件B消費税等重加算税賦課決定処分（平成21年3月課税期間）」といい、本件B各法人税重加算税賦課決定処分（先行年分）と併せて「本件B各賦課決定処分（先行年分）」という。また、本件B各法人税更正処分（先行年分）、本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）及び本件B各賦課決定処分（先行年分）を併せて「本件B各更正処分等（先行年分）」という。）（請求の趣旨2（3））

（2）第2事件

第2事件は、原告らが、本件売買契約が有効であり、本件土地建物の売却がされたことを前提として、本件建物の賃料等を原告Aの益金の額に算入しない一方で、原告Bの益金の額に算入するなどした確定申告をしたところ、城東税務署長から、本件売買契約は虚偽表示により無効であり、平成26年4月に改めて本件土地建物の譲渡がされたとして、原告Aにつき後記アの各処分、原告Bにつき後記イの各処分を受けたことから、当該各処分（更正処分については申告額を超える部分であるが、後記ア（イ）及び（ウ）については、翌期へ繰り越す欠損金額のうち申告額を下回る部分に限る。裁決等により一部取り消された処分は取り消された後のもの）の取消しを求める事案である。（以下、原告らが第2事件において取消しを求めている後記の本件A各更正処分等（後続年分・再処分及び裁決取消後）及び本件B各賦課決定処分（後続年分・再処分後）を併せて「本件各処分（後続年分）」という。）

ア 原告Aが受けた平成28年11月8日付けの各処分

（ア）平成25年9月期の法人税に係る更正処分（以下「本件A法人税更正処分（平成25年9月期）」という。）及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期）」という。）

なお、前記各処分は、平成29年10月31日付けの平成25年9月期の法人税に係る再更正処分及び当該法人税に係る過少申告加算税変更決定処分（以下「本件A法人税再更正処分等（平成25年9月期）」という。）により一部取り消された（一部取り消された後の前記各処分を「本件A法人税更正処分（平成25年9月期・再処分後）」、「本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期・再処分後）」という。）。

（請求の趣旨1（8））

（イ）平成26年9月期の法人税に係る更正処分（以下「本件A法人税更正処分（平成26年9月期）」という。）（請求の趣旨1（9））

（ウ）平成27年9月期の法人税に係る更正処分（以下「本件A法人税更正処分（平成27年9月期）」といい、本件A法人税更正処分（平成25年9月期・再処分後）及び本

件A法人税更正処分（平成26年9月期）と併せて「本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）」という。）（請求の趣旨1（10））

- (エ) 平成24年10月1日から平成25年9月30日までの課税事業年度（以下「平成25年9月課税事業年度」という。）の復興特別法人税に係る更正処分（以下「本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度）」という。）及び当該復興特別法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度）」という。）

なお、前記各処分は、平成29年10月31日付けの平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る再更正処分及び当該復興特別法人税に係る過少申告加算税変更決定処分（以下「本件A復興特別法人税再更正処分等（平成25年9月課税事業年度）」という。）により一部取り消された（一部取り消された後の前記各処分を「本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）」、「本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）」という。）。（請求の趣旨1（11））

- (オ) 平成24年10月1日から平成25年9月30日までの課税期間（以下「平成25年9月課税期間」といい、原告Aの他の課税期間についても同様に表記する。）の消費税等に係る更正処分（以下「本件A消費税等更正処分（平成25年9月課税期間）」という。）及び当該消費税等に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税期間）」という。）（請求の趣旨1（12））

- (カ) 平成26年9月課税期間の消費税等に係る更正処分（以下「本件A消費税等更正処分（平成26年9月課税期間）」という。）及び当該消費税等に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年9月課税期間）」という。）

なお、前記各処分は、平成30年1月12日付け判決により一部取り消された（一部取り消された後の前記各処分を「本件A消費税等更正処分（平成26年9月課税期間・判決取消後）」、「本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年9月課税期間・判決取消後）」という。また、本件A消費税等更正処分（平成25年9月課税期間）及び本件A消費税等更正処分（平成26年9月課税期間・判決取消後）を併せて「本件A各消費税等更正処分（後続年分・判決取消後）」といい、本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税期間）及び本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年9月課税期間・判決取消後）を併せて「本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分（後続年分・判決取消後）」という。そして、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）及び本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分（後続年分・判決取消後）を併せて「本件A各更正処分（後続年分・再処分及び判決取消後）」といい、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期・再処分後）、本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）及び本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分（後続年分・判決取消後）を併せて「本件A各賦課決定処分（後続年分・再処分及び判決取消後）」といい、

本件A各更正処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）及び本件A各賦課決定処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）を併せて「本件A各更正処分等（後続年分・再処分及び裁決取消後）」という。）。（請求の趣旨1（13））

イ 原告Bが受けた平成28年11月8日付けの各処分

（ア）平成27年3月期の法人税に係る更正処分（以下「本件B法人税更正処分（平成27年3月期）」という。）及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期）」という。）

なお、前記各処分は、平成29年3月21日付けの平成27年3月期の法人税に係る再更正処分及び当該法人税に係る過少申告加算税変更決定処分（以下「本件B法人税再更正処分等（平成27年3月期）」という。）により一部取り消された（一部取り消された後の前記各処分を「本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）」、「本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）」という。）。（請求の趣旨2（4））

（イ）平成26年3月課税期間の消費税等に係る更正処分（以下「本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）」といい、本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）と併せて「本件B各更正処分（後続年分・再処分後）」という。）及び当該消費税等に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）」といい、本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）と併せて「本件B各賦課決定処分（後続年分・再処分後）」という。また、本件B各更正処分（後続年分・再処分後）及び本件B各賦課決定処分（後続年分・再処分後）を併せて「本件B各更正処分等（後続年分・再処分後）」という。）。（請求の趣旨2（5））

2 関係法令の定め

（1）法人税の青色申告

ア 法人税法121条1項は、内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書及び確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる旨を規定する。

イ 法人税法127条1項3号（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、同条について同じ。）は、前記アの青色申告の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができ、この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす旨を規定する。

（2）重加算税

国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下、同条について同じ。）は、65条1項（過少申告加算税。平成26年法律第10号による改正前のもの。以下、同条について同じ。）の規定に該当する場合（同条5項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等

の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨を規定する。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（枝番号の記載は省略することがある。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告らについて

ア 原告Aは、不動産販売業、建築工事業、宅地建物取引業等を目的として昭和54年12月●日に設立された株式会社であり、同日から昭和55年9月30日までの事業年度以降の事業年度について、法人税の青色申告の承認を申請し、法人税法125条により、その承認を受けたものとみなされた。（乙1～3）

イ 原告Bは、不動産の売買、賃貸、管理及び仲介斡旋、遊技場の経営等を目的として昭和54年12月●日に設立された有限会社である。（乙4）

ウ 株式会社C（以下「C」という。）は、不動産賃貸業等を目的として昭和58年4月に設立された株式会社である。

エ 株式会社D（以下「D」という。）は、パチンコ店の経営等を目的として昭和28年に設立された株式会社である。原告Bは、平成13年12月に第三者からDの全株式を購入した。

オ 亡丙（平成28年12月●日死亡）は、原告ら及びCの創業者であり、平成19年～平成27年当時、原告らの代表取締役であり、株式については、原告Aの76%、原告Bの90%、Cの100%を保有していた。（乙1、2、4、11、19、21、弁論の全趣旨。以下、原告ら、C及びDを併せて「Aグループ」ということがある。）

(2) 原告Aによる本件土地建物の取得及び担保権の設定等

ア 原告Aは、平成2年9月11日、大阪府吹田市所在の本件土地（宅地。現在の地積は679.45㎡）を売買により取得し、同日、所有権移転登記を得た。（乙5）

イ 原告Aは、平成2年9月11日、本件土地に、①株式会社E銀行（当時は株式会社F銀行。以下「E銀行」という。）の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権、②G保証協会（以下「保証協会」という。）の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権及び③保証協会のCに対する債権を被担保債権とする根抵当権を設定し、同日、これらの登記手続をした。（乙5）

ウ 原告Aは、平成3年9月9日、本件土地上に本件建物（遊技場。鉄骨造陸屋根5階建）を新築し、同年10月4日、所有権保存登記を得た。（乙7）

エ 原告Aは、平成3年10月30日、本件建物に、前記イの本件土地に設定した各根抵当権を共同担保として、①E銀行の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権、②保証協会の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権及び③保証協会のCに対する債権を被担保債権とする根抵当権を設定し、同日、これらの登記手続をした。（乙

7)

オ 前記イ及びエのE銀行の原告Aに対する債権は、平成17年にE銀行から債権管理及び債権回収の業務を委託されたH株式会社（以下「H」という。）に移管された。また、I株式会社（以下「I」という。）は、平成18年10月、E銀行から、原告Aに対する債権の一部を譲り受けた。（甲60、乙50、弁論の全趣旨）

(3) 本件売買契約締結前の本件建物の管理状況

ア 原告Aは、平成14年10月18日、有限会社J（以下「J社」という。）との間で、本件建物に関し、カラオケ店舗として使用する目的で、期間を同年11月1日から平成24年10月31日までとし、賃料を月額125万円とする賃貸借契約（以下「本件旧賃貸借契約」という。）を締結した。なお、株式会社K（以下「K社」という。）は、J社が経営するカラオケ店舗のうち、本件建物を含む地域の店舗を担当するために設立され、平成18年頃から、本件建物においてカラオケ店舗を実質的に経営していた。（乙8、35）

イ 原告Aは、平成18年5月16日、L損害保険会社（以下「L損保」という。なお、L損保は、平成22年10月にM損害保険株式会社と合併し、N損害保険株式会社に商号変更した。）との間で、本件建物について、保険期間を同日から1年間とする火災保険契約を締結し、平成19年5月16日及び平成20年5月16日、それぞれ保険期間を1年間として火災保険契約を更新した。（乙9の1～3、弁論の全趣旨）

ウ 原告Aは、平成18年12月1日、O株式会社（以下「O」という。なお、Oは、その後、P株式会社に、さらに、Q株式会社に商号変更した。）との間で、電気通信事業に使用する通信設備設置のため、本件建物に関し、期間を同日から平成28年11月30日までとし、賃料を月額3万円とする賃貸借契約（以下「本件通信設備設置契約」という。）を締結した。（乙10）

(4) 原告Aが債務免除を受けた経緯

ア 原告Aは、従前、資金を借り入れて土地を購入し、その土地上に賃貸マンションを建設して賃借人を入居させた上で、マンションを売却する事業を営んでいたが、バブル崩壊のために借入金の約定返済が不可能となり、Aグループ全体の業績が悪化した。（甲4、60、乙11、33）

イ Aグループは、株式会社R（以下「R」という。）に対する債務を負っていたため、Rが関与する私的再生により事業の再生を行うこととなり、平成16年1月以降、再建計画案の策定作業を行った。（甲60、乙11、12、33）

ウ 原告ら、D及びCは、平成19年10月1日付け再建計画案（以下「本件再建計画案」という。）を作成した。本件再建計画案においては、原告Aは、債権者から債務免除を受けるとともに、本件土地建物を含む所有不動産を売却する予定であるが、当該債務免除に係る債務免除益については、当該売却に係る固定資産売却損を下回るため、課税上の問題はない（課税されない）とされていた。（乙11）

エ 原告らとRは、平成19年12月27日付けの合意書により、Rが原告Aに対して有する貸付金債権の残元金合計14億3541万1556円及びこれに附帯する利息・損害金について、原告らが、同合意書に従い、平成20年1月31日までにその一部を弁済した場合には、Rは、その余の債務一切及び当該債務に関わる保証債務を免除し、前

記各債権を被担保債権とする抵当権（根抵当権）を解除する旨の合意をした。（乙12）

オ 原告AとIは、平成20年2月7日付けの合意書により、Iが原告Aに対して有する貸付金債権の残元金合計2億4810万0882円及びこれに附帯する利息・損害金について、原告Aが、同合意書に従い、平成23年1月31日までにその一部を弁済した場合には、Iは、その余の債務一切を免除する旨の合意をした。（乙13）

（5）本件売買契約の締結

原告らは、平成20年9月1日付けで、原告Aを売主、原告Bを買主として、本件土地建物を代金1億2432万円で売買し、代金を同月30日までに支払う旨の契約書（乙14。以下「本件売買契約書」という。）を作成し、本件売買契約を締結した。（乙14）

（6）本件売買契約締結後の経過

ア 原告Aは、平成21年5月15日、平成22年5月14日、平成23年4月19日、平成24年5月7日及び平成25年4月2日、L損保との間で、本件建物の火災保険契約をそれぞれ更新した。（乙9の4～8）

イ 原告Aは、平成22年8月26日、株式会社S（以下「S社」という。）との間で、本件建物に関し、カラオケ店舗として使用する目的で、期間を同年9月1日から平成27年8月31日までとし、賃料を月額85万円とする賃貸借契約（以下「本件新賃貸借契約」という。）を締結した。（乙28）

ウ 原告らは、平成26年3月7日、S社に対し、同月1日から本件土地建物の全ての管理を原告Bに委託し、同年4月分以降の賃料の振込口座を原告B名義の預金口座に変更する旨の通知書（以下「本件通知書」という。）を送付した。（乙48）

エ 原告Bは、平成26年4月30日、L損保との間で、本件建物の所有者として、本件建物に係る火災保険契約を締結した。（乙105）

オ 平成26年7月24日、本件土地建物について、平成20年9月1日付け売買（本件売買契約）を原因とする原告Aから原告Bに対する所有権移転登記がされた。（乙5、7）

カ 原告らは、平成26年7月25日付けで、次の内容の「確認書」と題する書面を作成した。（乙60）

（ア）平成20年9月1日から平成26年7月24日までの期間において、原告Bは、本件土地建物の管理業務を原告Aに委託し、原告Aはこれを受託したこと。

（イ）原告Bは、原告Aに対し、本件土地建物を第三者に賃貸等をする場合の交渉及び契約権限を付与したこと。

（ウ）本件土地建物に係る管理委託料は、月額5万円（消費税込）とし、原告Bは、原告Aに対し、同金員を平成20年9月分から支払うこと。

キ 原告Aは、平成26年8月1日付けで、保証協会、H、S社及びOに対し、原告Aが原告Bに対して本件土地建物を本件売買契約により売却し、同年7月24日に所有権移転登記を完了した旨を通知した。（乙61～64）

ク 原告らは、平成26年8月10日付けで「未精算金の支払に関する合意書」と題する書面を作成し、原告Aが原告Bに対し、原告Aが本件土地建物について平成20年9月1日から平成26年3月31日までの間に支出した費用等（固定資産税、エレベーター保守料、消防用設備点検料及び管理手数料）と当該期間に収受した賃料等の差額を支払

う旨を合意（以下「本件精算合意」という。）した。（乙65）

（7）本件各処分（先行年分）に係る原告らの法人税及び消費税等の確定申告

ア 原告Aは、平成20年12月1日、城東税務署長に対し、平成20年9月期の法人税について、前記（4）エ及びオの債務免除に係る債務免除益として合計17億0265万0916円（以下「本件債務免除益」という。）を益金の額に算入し、本件売買契約に係る固定資産売却損8億3647万8050円（以下「本件売却損」という。）を損金の額に算入し、別表1-Aの「平成20年9月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。（乙17、18）

イ 原告Bは、平成21年6月1日、城東税務署長に対し、平成21年3月期の法人税について、本件建物に係る減価償却費64万6800円を含む減価償却費合計1億4892万6999円を損金の額に算入して別表1-Bの「平成21年3月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をするとともに、平成21年3月課税期間の消費税等について、本件売買契約に基づく本件建物の取得価額2772万円を含む課税仕入高合計44億3630万6910円に関し、その消費税相当額1億6749万4262円を控除対象仕入税額として控除して別表1-Cの「平成21年3月課税期間」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。（乙21～24）

ウ 原告Aは、平成21年9月期～平成24年9月期の法人税について、別表1-Aの「平成21年9月期」～「平成24年9月期」欄の各「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。（乙26、29～31）

エ 原告Bは、平成22年3月期の法人税について、別表1-Bの「平成22年3月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。（乙27）

（8）本件各処分（先行年分）及び不服申立ての経緯

ア 城東税務署長は、平成25年11月29日付けで、原告Aに対して次の各処分をした。

（ア）本件A青色申告承認取消処分（甲72、乙37）

（イ）本件A各更正処分（先行年分）（甲73の1～5、乙38～42）

（ウ）本件A重加算税賦課決定処分（平成20年9月期）（甲73の1、乙38）

（エ）平成23年9月期及び平成24年9月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（甲73の4・5、乙41、42）

イ 城東税務署長は、平成25年11月29日付けで、原告Bに対して次の各処分をした。

（ア）本件B法人税更正処分（平成21年3月期）及び本件B法人税重加算税賦課決定処分（平成21年3月期）（乙43）

（イ）本件B法人税更正処分（平成22年3月期）及び本件B法人税重加算税賦課決定処分（平成22年3月期）（乙44）

（ウ）本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）及び本件B消費税等重加算税賦課決定処分（平成21年3月課税期間）（乙45）

ウ 原告らは、平成26年1月28日、城東税務署長に対し、前記ア及びイの各処分を不服として、それぞれ異議申立てをした。（乙46、47）

エ 城東税務署長は、平成26年4月25日付けで、前記ウの各異議申立てを棄却又は却下する旨の決定をした。（乙52、53）

オ 原告らは、平成26年5月26日、国税不服審判所長に対し、前記ア及びイの各処分

を不服として、それぞれ審査請求をした。(乙54、55)

カ 城東税務署長は、平成26年7月9日付けで、前記ア(エ)の過少申告加算税賦課決定処分について、処分の理由に不備があるとしてこれらを取り消し、原告Aに対し、改めて、本件A各過少申告加算税賦課決定処分(先行年分)をした。(乙56、57)

キ 原告Aは、平成26年8月27日付けで、城東税務署長に対し、本件A各過少申告加算税賦課決定処分(先行年分)について異議申立てをした。異議審理庁である城東税務署長は、通則法90条1項に基づき、同年9月2日付けで、当該異議申立てに係る異議申立書を国税不服審判所長に送付し、当該異議申立てについては、同月3日に国税不服審判所長に送付された。その結果、同条3項により、同日、審査請求がされたものとみなされ、前記オの審査請求と併合して審理されることとなった。(乙58、59)

ク 国税不服審判所長は、平成27年5月19日付けで、前記オ及びキの審査請求を棄却する旨の各裁決をした。(乙66、67)

(9) 本件各処分(後続年分)に係る原告らの法人税等及び消費税等の確定申告

ア 原告Aは、本件売買契約により本件土地建物が売却されたことを前提に、平成25年9月期～平成27年9月期の法人税、平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税並びに平成25年9月課税期間及び平成26年9月課税期間の消費税等について、別表4-A～4-Cの「確定申告」欄のとおり確定申告をした。(乙86～91)

イ 原告Bは、本件売買契約により本件土地建物が売却されたことを前提に、平成26年3月期及び平成27年3月期の法人税、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税事業年度(以下「平成26年3月課税事業年度」という。)の復興特別法人税並びに平成26年3月課税期間及び平成27年3月課税期間の消費税等の各確定申告について、別表5-A～5-Cの「確定申告」欄のとおり確定申告をした。(乙92～96)

(10) 本件各処分(後続年分)及び不服申立ての経緯

ア 城東税務署長は、平成28年11月8日付けで、原告Aに対して次の各処分をした。

(ア) 本件A法人税更正処分(平成25年9月期)及び本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月期)(甲31の1)

(イ) 本件A法人税更正処分(平成26年9月期)(甲31の2)

(ウ) 本件A法人税更正処分(平成27年9月期)(甲31の3)

(エ) 本件A復興特別法人税更正処分(平成25年9月課税事業年度)及び本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月課税事業年度)(甲31の4)

(オ) 本件A消費税等更正処分(平成25年9月課税期間)及び本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月課税期間)(甲31の5)

(カ) 本件A消費税等更正処分(平成26年9月課税期間)及び本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分(平成26年9月課税期間)(甲31の6)

イ 城東税務署長は、平成28年11月8日付けで、原告Bに対して次の各処分をした。

(ア) 平成26年3月期の法人税に係る更正処分(以下「本件B法人税更正処分(平成26年3月期)」という。)(甲32の1)

(イ) 本件B法人税更正処分(平成27年3月期)及び本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成27年3月期)(甲32の2)

- (ウ) 平成26年3月課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分（甲32の3）
- (エ) 本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）及び本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）（甲32の4）
- (オ) 平成27年3月課税期間の消費税等に係る更正処分（甲32の5）

ウ 原告らは、平成29年2月3日付けで、国税不服審判所長に対し、前記ア並びにイ（イ）及び（エ）の各処分を不服として、審査請求をした。（乙82、83）

エ 城東税務署長は、平成29年3月21日付けで、本件B法人税更正処分（平成26年3月期）に伴い、法人税法57条1項に規定する欠損金の損金算入額が増加したとして、別表5-Aの「再更正処分等」欄のとおり、本件B法人税再更正処分等（平成27年3月期）を行った。（乙97）

なお、原告Bは、本件B法人税再更正処分等（平成27年3月期）に伴い、平成29年6月27日付けで、前記ウに係る審査請求の趣旨を、本件B法人税更正処分（平成27年3月期）及び本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期）について、それぞれ本件B法人税再更正処分等（平成27年3月期）による処分後のものの取消しを求める内容に訂正した。（乙85）

オ 城東税務署長は、平成29年10月31日付けで、本件A更正処分（平成24年9月期）により増加する所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税（以下「事業税等」という。）が、平成25年9月期の損金の額に算入されるなどとして、別表4-A及び4-Bの「再更正処分等」欄のとおり、本件A法人税再更正処分等（平成25年9月期）及び本件A復興特別法人税再更正処分等（平成25年9月課税事業年度）を行った。（乙98、99）

なお、原告Aは、本件A法人税再更正処分等（平成25年9月期）及び本件A復興特別法人税再更正処分等（平成25年9月課税事業年度）に伴い、平成29年11月9日付けで、前記ウに係る審査請求の趣旨を、本件A法人税更正処分（平成25年9月期）、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期）、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度）及び本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度）について、それぞれ本件A法人税再更正処分等（平成25年9月期）及び本件A復興特別法人税再更正処分（平成25年9月課税事業年度）による処分後のものの取消しを求める内容に訂正した。（乙84）

カ 国税不服審判所長は、平成30年1月12日付けで、別表4-Cの「裁決」欄のとおり、本件A消費税等更正処分（平成26年9月課税期間）及び本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年9月課税期間）のそれぞれ一部を取り消し、その余の原告らの請求をいずれも棄却する旨の裁決を行った。（乙80、81）

(11) 本件訴えの提起

原告らは、平成27年11月9日、第1事件に係る訴えを、平成30年7月12日、第2事件に係る訴えをそれぞれ提起し、当裁判所は、同年10月31日、第2事件に係る口頭弁論を第1事件に係る口頭弁論に併合した。（顕著な事実）

4 本件各処分（先行年分）及び本件各処分（後続年分）の根拠及び適法性に関する被告の主張別紙「本件各処分（先行年分）及び本件各処分（後続年分）の根拠及び適法性」のとおり

5 争点

本件に関する争点は、次の（１）～（６）のとおりである。なお、争点に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いが無い。

- （１）本件売買契約についての虚偽表示の有無（争点（１））
- （２）原告Aが平成20年9月期に係る帳簿書類に本件売買契約を仮装して記載したことにより、法人税法127条1項3号に該当するか否か（争点（２））
- （３）原告らが本件売買契約を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したことにより、通則法68条1項に該当するか否か（争点（３））
- （４）本件売却損を平成20年9月期の損金の額に算入できるか否か（争点（４））。争点（１）について被告の主張が採用されない場合の予備的争点
- （５）本件A各更正処分等（先行年分）に係る理由の追加の可否（争点（５））。争点（１）について被告の主張が採用されず、かつ、争点（４）について被告の主張が採用される場合の予備的争点
- （６）本件売買契約の追認及び本件土地建物の引渡しの有無（争点（６））

6 争点に対する当事者の主張の要旨

- （１）争点（１）（本件売買契約についての虚偽表示の有無）について
（被告の主張の要旨）

以下の事情によれば、本件売買契約は、本件土地建物の所有権を移転する意思を欠くから、虚偽表示があったと認められる。

ア 本件売買契約に基づく代金が支払われていないこと

（ア）原告Aの会計帳簿上、平成20年9月30日付けで本件売買契約の代金相当額1億2432万円が「未収入金」に計上され、同年10月1日付けで「未収入金」勘定に計上されていた当該金額及び「仮受金」勘定に計上されていた金額が「関連会社」勘定に振り替えられた一方で、原告Bの会計帳簿上、同年9月30日付けで本件売買契約の代金債務が「未払金」に計上されている。しかしながら、その後、原告らの間において、本件売買契約に基づいて代金が支払われ、又はその他何らかの方法で前記代金が支払われたことを裏付ける客観的な証拠はない。

（イ）原告らは、原告Aの会計帳簿上、平成20年9月30日付けで「未収入金」に計上した本件売買契約の代金相当額1億2432万円を同年10月1日付けで「関連会社」勘定に振り替える内容の経理処理がされたことによって、同日付けで本件売買契約に係る代金債務が相殺処理されており、このことは、原告Aの会計帳簿上、平成20年10月末の「関連会社」残高が減少していることから裏付けられる旨を主張する。

しかしながら、原告らが主張する相殺の対象となる本件売買契約の代金債務について、同債務を負担する原告Bの会計帳簿上、平成20年10月1日の時点で相殺処理がされた記載はない上、原告Bにおいて、同日付けで、実際に原告Aとの間で何らかの債権債務について相殺の意思表示をしたこと又は相殺合意をしたことを裏付ける客観的な証拠は存しない。また、原告Aが「関連会社」という勘定科目を用いることとしたのは、金融機関から、原告らを含む関係会社間における内部の貸し借りと、金融機関等の外部との間の貸し借りとを明確に区別するよう要望を受けたからであり、原告Aの会計帳簿上、「関連会社」勘定に振り替える経理処理がされたことをもって、実際に債権債務の相殺又は相殺合意がされたということとはできない。むしろ、平成20年10月1日付けで本

件売買契約に係る代金債権が相殺処理されたのであれば、原告Aの会計帳簿上、同年12月31日付けで貸方欄に原告Bとの貸し借り清算として当該代金債権と同額が計上されていることがいかなる理由によるものか不明である。

(ウ) 原告らは、遅くとも、平成20年12月31日までに、本件売買契約の代金債務が相殺処理によって支払われた旨を主張する。

しかしながら、平成20年9月当時にAグループの財務処理の統括業務を行っていた甲（現在の原告Aの代表者）自身が、遅くとも同年10月1日までに本件売買契約の代金債務が相殺処理された旨を供述しているから、同年12月31日付けで当該代金債務が相殺処理されたという余地はない。また、原告Aの会計帳簿上において、同日付けで貸方欄に原告Bとの「貸し借り清算残高」として9億3737万0576円が計上されている根拠や原告Bとの貸し借り清算として本件売買契約の代金相当額が計上されている根拠は不明であり、同日付けで原告Aと原告B間の債権債務が相殺処理されたことは、何ら裏付けられていない。

イ 原告Aは、本件売買契約の締結後も、本件建物の所有者としてその使用収益及び管理をしていたこと

(ア) 原告Aは、本件売買契約の締結後も、引き続きJ社からの本件旧貸借契約に基づく賃料及びOからの本件通信設備設置契約に基づく賃料を収受して原告Aの収益に計上するとともに、本件土地建物に係る各費用についても、原告A自ら支出して費用に計上していた。また、原告Aは、平成22年8月26日、S社との間で本件新賃貸借契約を締結するとともに、その後、賃料を収受して、原告Aの収益に計上していた。そして、原告らは、本件売買契約から約6年経過した平成26年8月10日に至って、原告Aが平成20年9月1日から平成26年3月31日までの間、本件土地建物の賃料を収受し、費用を支出したことを前提に、両者の差額を精算する旨の本件精算合意をした。

また、原告Aは、本件売買契約の締結後も、引き続き、本件建物の所有者として火災保険契約を更新し、K社の本件建物からの撤退やOの設備増設について窓口となっていた。

以上のとおり、原告Aは、本件売買契約の締結後も、本件建物を使用収益及び管理しており、本件売買契約の本質的な債務である所有権移転義務は履行されていなかった。

(イ) 原告らは、原告Aは、原告Bから本件土地建物の管理委託業務を受託することを予定していたため、本来であれば、原告Aは、管理手数料及び立て替えた修繕費等と、原告Aが原告Bのために受領した賃料とを精算すべきであったが、所有権移転登記等の処理を行っておらず、かつ、原告Aに従前通り賃料の支払等がされ、その額も少額であったことから、原告らの間で行うべき賃料、立替金（修繕費）及び管理手数料の会計処理は失念されていた旨を主張する。

しかしながら、原告らは、債務免除益への課税対策として本件土地建物の売却の必要性を強く意識するとともに、本件売買契約を締結したことを前提に確定申告書を作成していたところ、グループ会社間の場合の賃料や費用の（実際の金銭の移動を伴わない）会計処理をどの範囲で行うのかを決算期に毎年1回は行っていたのであるから、税務調査が開始される平成25年10月頃まで、5年以上もの間、本件土地建物に係る賃料収入等が原告Aに帰属するものとした会計処理の誤りを見落とししたというのは極めて不自

然である。

ウ 原告らにおいて本件売買契約を仮装する動機があったこと等

原告らは、債務免除益に対する課税を免れるために最も含み損の大きい本件土地建物の固定資産売却損を計上する必要がある一方で、担保権を消滅させるに足りる金額で本件土地建物を第三者に売却できず、原告Aが引き続き本件土地建物を担保に多額の融資を受けるため、担保権者との関係で本件土地建物の所有者を変更することを回避する必要があったから、本件売買契約を仮装する動機があったといえる。また、原告らの代表取締役は、設立から平成28年12月●日までいずれも亡丙であり、原告らにおいて本件売買契約を仮装することは極めて容易であった。

以上のとおり、原告らには、平成20年9月期に、本件売買契約を仮装する動機があり、かつ、それが容易であったといえる。

エ まとめ

前記ア～ウに加え、①本件土地建物の所有権移転登記が本件売買契約から約6年後にされているなど経過が不自然であること、②原告らは、(ア)本件土地建物に根抵当権を有している保証協会に所有権移転の承諾を得ず、(イ)保険対象建物の所有権が移転した場合につき火災保険契約の約款により求められているL損保への所有権が移転した旨の通知をせず、原告Aを所有権者として火災保険契約を更新し、(ウ)本件建物の賃借人等に対して所有権の移転を通知せず、新たに本件新賃貸借契約を締結するなど土地建物の所有権が移転したとすれば当然に取るべき行動を採っていなかったこと、③同族グループ法人間の取引であっても第三者との関係に必要な手続があり、原告らは、同族グループ法人との間の他の不動産売買においては、売買契約に伴い必要となる各種手続等を行っていることに照らすと、本件売買契約は虚偽表示により無効である。

(原告らの主張の要旨)

以下の事情によれば、本件売買契約は、虚偽表示であると認められない。

ア 本件売買契約に係る虚偽表示の動機・目的の不存在

虚偽表示の認定に当たっては、動機・目的の存在が重視されるべきところ、原告らには本件売買契約に係る虚偽表示をする動機・目的が存しない。

すなわち、原告Aは、R、T監査法人等の専門家と協議し、城東税務署に照会をした上で、RとIの債務免除を受けて生じる益金の額に対応する損金の額を計上し、本税のみで3億円を超える多額の課税を回避して事業再生を行うため、原告Bと本件売買契約を締結したものであって、本件売買契約を有効に締結することを最優先にすべき状況にあった。他方で、原告らはグループ会社であり、原告らのいずれが本件土地建物を所有していたとしても、グループ全体の収益は変わらないから問題が生じることはなく、実際にも、平成26年に本件土地建物の移転登記や賃貸人の名義変更を行ったことによって、原告らに不利益は生じていない。

そして、前記のとおり、本件売買契約を有効に締結することを最優先とすべき状況にあったことに照らせば、所有権移転登記や賃貸人の名義変更等の負担を理由に虚偽表示をする必要はない。また、原告Aは、事業再生の途中であったから、融資を受けられる状況になく、金融機関から融資を受けるために本件土地建物の登記名義を保持する必要もなかった。

イ 虚偽表示を推認させる外形の作出行為が存在しないこと等

虚偽表示は、内心と異なる外形をあえて作出する行為であるところ、本件売買契約については、本件土地建物の所有権移転登記手続すらしておらず外形の作出がない。また、原告らが、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていたにもかかわらず、これがあるように仮装することを合意していたのであれば、当該仮装が露呈しないように細心の注意を払って、売買契約書の内容と契約締結後の売主・買主間の実際の処理内容とを一致させると考えられるところ、本件においては、①原告Aから原告Bへの売却に際して、本件土地建物に設定された根抵当権設定登記を抹消する予定ではなかったのに、本件売買契約書第7条には、これを抹消する旨の記載がされている、②原告らは、本件売買契約に係る代金の支払につき、原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する債権との相殺により行うことを予定していたのに、本件売買契約書第3条には、「現金または預金小切手で売主に支払うものとする」と定められているなど、ひな形を用いて本件売買契約書を作成したことに起因する多数の形式的な不一致が生じているのであって、このことから、原告らが、本件売買契約を成立させるという効果意思を有していたことが裏付けられる。

ウ 本件売買契約の存在が証拠により裏付けられていること

本件売買契約は、本件売買契約書によって締結されており、当該締結について原告Aの取締役会決議及び原告Bの株主総会決議がされてその議事録が作成された。また、平成17年2月付け、平成19年7月付け及び同年10月付け再建計画案（本件再建計画案）においても、一貫して原告Aが原告Bに本件土地建物を売却することとされ、原告らの事業再生に関与した司法書士等の専門家も、当該売却を前提としていた。

そして、本件売買契約の代金については、原告Bが原告Aに対して本件売買契約の代金額1億2432万円を優に上回る仮払金債権を有しており、原告らの総勘定元帳から明らかなおり、平成20年10月1日以降、「関連会社」勘定を設け、売買代金の相殺を行っている。原告ら間において、本件売買契約の代金債権が残存していないことは、原告らの貸借対照表にその記載がないことに照らしても明らかである。

エ 被告が指摘する事情について

(ア) 被告は、本件売買契約に係る代金が支払われていない旨を主張する。

しかしながら、本件売買契約を締結した時点で、未収入金・未払金を計上し、その後、平成20年10月1日付けで原告らの総勘定元帳の「関連会社」勘定にこれらをまとめたことによって、原告らの間で本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が完了しているし、仮に、同日時点で相殺されていないとしても、原告らの総勘定元帳の記帳内容によれば、同年12月31日までに前記各債権の相殺処理が完了しており、その後の原告らの会計帳簿では、売買代金債権・債務は計上されていないことから、本件売買契約に係る代金が支払われているというべきである。また、原告らが、前記のとおり相殺処理を行っていることから、この相殺処理に当たり、本件売買契約に基づく売買代金債権・債務が存在することを前提としていること、そして、本件売買契約の時点で、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を有していたことが裏付けられる。

(イ) 被告は、本件売買契約締結日から約6年後に本件土地建物の所有権移転登記手続を

行ったことが不自然である旨を主張する。

しかしながら、原告らは、過去、Aグループ間において不動産売買をして所有権移転登記手続を未了のまま、損金計上をした確定申告について、税務署から何ら問題とされなかったことから、所有権移転登記を行っていないことを理由に損金算入が否定されるとは考えていなかった。また、原告らは、本件A各更正処分等（先行年分）及び本件B各更正処分等（先行年分）において、形式的な不備を理由に損金算入を認めない旨の指摘を受けていたことから、形式面を実態に整合させた方がよいとの税理士の助言に従ったものである。

したがって、本件土地建物の所有権移転登記の経過は、本件売買契約が真に締結されたことと矛盾するものではない。

(ウ) 被告は、本件売買契約を締結した後も、原告Aが本件土地建物を管理し、賃料収入及び固定資産税を計上していたことから、原告Bに対して本件土地建物の所有権を移転していなかった旨を主張する。

しかしながら、被告の指摘する処理は、単純な経理上の誤りであり、このことは、本件建物の減価償却費を原告Bにおいて計上していることから明らかである。原告Aは、本件売買契約締結後も、本件建物の賃貸管理を受託することを予定しており、賃料及び固定資産税に係る金銭の流れは従前と異なることから、前記経理上の誤りが生じたものである。

(エ) 被告は、①原告らが本件土地建物の根抵当権者である保証協会に対し、本件売買契約に基づく本件土地建物の所有権移転を通知していなかったこと、②原告らが本件建物の賃借人に対して所有権移転の通知をしなかったこと、③原告Aの名義で本件建物の火災保険契約を締結していたことから、所有権移転があるとすれば当然取るべき行動を採っていなかった旨を主張する。

しかしながら、原告らは、所有権移転登記を経ていない状態において、関係者に対して所有権移転があった旨を通知しても混乱を招くことから、実際には所有権移転があったものの、その旨を明示的に通知していないにすぎない。そもそも、保証協会には、原告Aの申告書や明細書を送付しており、これらの書類を見れば本件土地建物を売却したことは容易に判明するのであって、本件売買契約を隠蔽しようとしたことはない。

(オ) 被告は、本件土地建物を第三者に売却することができない状況にあり、本件土地建物の固定資産売却損を計上する必要があったことから、本件売買契約を仮装する動機があった旨を主張する。

しかしながら、本件土地建物を売却する目的は、債務免除益に対応する損金計上にある以上、第三者に売却をしなければならぬ必然性はなく、まして、グループ会社に売却すれば目的を達し得るにもかかわらず、あえて虚偽表示をする必要性もない。

したがって、原告らに本件売買契約を仮装する動機はない。

(カ) 被告は、本件再建計画案に記載されている合併等がされていないことを指摘し、その計画の内容であった本件売買契約の締結も実現されていない旨を主張する。

しかしながら、Aグループの事業再生については、Rが関与する「Uスキーム」を用いた私的再生から単なる回収案件へと変更された経緯があるためであり、本件売買契約が虚偽表示に該当することの根拠とはなり得ない。

(2) 争点(2) (原告Aが平成20年9月期に係る帳簿書類に本件売買契約を偽装して記載したことにより、法人税法127条1項3号に該当するか否か) について

(被告の主張の要旨)

前記(1) (被告の主張の要旨) のとおり、本件売買契約は虚偽表示によって無効であり、原告Aが平成20年9月期に係る帳簿書類に本件売買契約を偽装して記載したといえるから、法人税法127条1項3号所定の青色申告承認処分の取消事由がある。

(原告Aの主張の要旨)

前記(1) (原告らの主張の要旨) のとおり、本件売買契約は偽装されたものとはいえず、法人税法127条1項3号所定の青色申告承認処分の取消事由はない。

(3) 争点(3) (原告らが本件売買契約を偽装し、その偽装したところに基づき納税申告書を提出したことにより、通則法68条1項に該当するか否か) について

(被告の主張の要旨)

前記(1) (被告の主張の要旨) 記載の各事情によれば、原告らは、本件売買契約を偽装し、その偽装したところに基づき納税申告書を提出したことにより、原告Aにつき平成20年9月期の法人税、原告Bにつき平成21年3月期及び平成22年3月期の法人税並びに平成21年3月課税期間の消費税等について、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件に該当する。

(原告らの主張の要旨)

前記(1) (原告らの主張の要旨) 記載の各事情によれば、本件売買契約は有効であり、偽装されたものとはいえないから、原告らがした法人税及び消費税等の確定申告は、通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件に該当しない。

(4) 争点(4) (本件売却損を平成20年9月期の損金の額に算入できるか否か) について

(被告の主張の要旨)

法人税法22条4項によれば、法人税法上、当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って判断すべきであり、収益は、その実現があったとき、すなわち、収入の原因となる権利が確定した時の属する事業年度の益金の額に算入して計上すべきである(権利確定主義)。法人税基本通達2-1-14によれば、固定資産の譲渡による収益は、引渡しのあった日の属する事業年度の益金の額に算入することとされており、「引渡しのあった日」は、代金の支払、登記や建物の鍵の引渡し等の諸事情を考慮し、不動産の現実の支配が移転した時期とすべきである。しかし、本件では、平成26年7月24日まで登記の移転がなく、代金の支払があったとも考えられないから、平成20年9月期に権利が確定したとはいえない。

なお、前記通達ただし書は、法人が、固定資産の譲渡による収益の額を当該固定資産の譲渡に関する契約の効力発生日の属する事業年度の益金の額に算入しているときは、これを認める旨を定めるところ、その趣旨は、固定資産につき現実の支配の移転が行われているものの、当該移転が完了した時期を認識することが困難な場合に、それを補完する趣旨で設けられたものである。そうすると、前記通達ただし書が代金の支払及び現実の引渡し等がされていない本件売買契約について適用される余地はない。

したがって、仮に本件売買契約が虚偽表示により無効でないとしても、本件売却損を平成20年9月期の損金の額に算入することはできない。

(原告Aの主張の要旨)

法人税基本通達2-1-14によれば、法人がその選択により固定資産の譲渡による収益を当該固定資産の譲渡に関する契約の効力発生日の属する事業年度の益金の額に算入することを認めており、その扱いは損金についても同様であると解される。原告Aは、前記通達に基づき、本件土地建物の売却損を、契約の効力が発生した契約締結日の属する平成20年9月期の損金の額に算入したものである。

したがって、本件売却損を平成20年9月期の損金の額に算入することができる。

(5) 争点(5)(本件A各更正処分等(先行年分)に係る理由の追加の可否)について

(原告Aの主張の要旨)

ア 本件A青色申告承認取消処分は、前記(2)(原告らの主張の要旨)のとおり違法であって取り消されるべきであるから、本件A各更正処分等(先行年分)については、青色申告の更正処分における理由附記の法理が妥当し、更正処分に当たっては、処分の根拠となった事実関係と法規の適用関係を、処分の相手方において、処分の通知書の記載自体から了知し得る程度に示す必要があるところ、このような理由附記の趣旨に照らせば、更正処分の通知書に記載されていた課税要件事実と同一性を有し、手続保障に支障のない限度で処分理由の追加が認められる。また、仮に本件A各更正処分等(先行年分)を白色申告に対する更正処分であるとみても、通則法74条の14第1項により更正処分に理由附記が要求されるから、前記と同様の法理が妥当する。

このことに、増額更正処分を行う行政庁に、納税者の帳簿書類等を必要なだけ十分に検査し、納税者や第三者への聴取を実施するなど、強力な税務調査権限が認められていることを併せ考慮すれば、主位的な理由とこれと相容れない予備的理由の二つを附記して増額更正処分を行うことは認められず、訴訟においても、主位的主張に加えて、これと相容れない予備的主張をすることは認められないというべきである。

イ 被告は、本件A各更正処分等(先行年分)において、本件売買契約は虚偽表示により無効である(以下「理由①」という。)旨を主位的に主張する一方で、争点(4)(被告の主張の要旨)のとおり、権利が実現していないため、本件売却損を平成20年9月期の損金の額に算入できない(以下「理由②」という。)旨の予備的主張をする。しかしながら、理由②は、本件A各更正処分等(先行年分)について、処分の通知書に記載がない処分理由を追加するものであって、当該通知書に記載されていた本件売買契約の不存在と課税要件事実と同一性を欠き、当該処分理由の追加は、原告らの手続的権利の保障に支障を生じさせるものであるから許されない。

(被告の主張の要旨)

ア 青色申告及び白色申告のいずれに対する更正処分についても、理由附記制度の趣旨は、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものであって、納税者に格別の不利益を与えるものでなければ、更正通知書に付記されていない理由の主張も許される。

イ そして、理由①及び理由②は、いずれも本件土地建物について所有権移転登記及び引渡しが行われていないことに基づき、本件売却損を否認するものであり、原告らは、本件売買契約の内容及び本件土地建物の引渡しについて熟知していることに照らすと、理由

②の主張を追加することは、原告らの防御に格別の不利益を与えるものとはいえない。

(6) 争点 (6) (本件売買契約の追認及び本件土地建物の引渡しの有無) について

(被告の主張の要旨)

原告Aは、平成20年9月1日以降も、本件建物に係る賃料収入を収益として計上し、固定資産税等を費用として計上していた。しかるに、原告らは、平成25年10月に税務調査を受け、平成25年9月期の法人税等の確定申告に際し、当該賃料収入が原告Bに帰属したとする処理を行い、平成26年3月7日、本件新賃貸借契約に基づく同年4月分以降の賃料の振込口座を原告Bに変更する旨を本件通知書により通知した。そして、原告Bは、同月30日、L損保との間で、本件建物の所有者を原告Bとする火災保険契約を締結し、同月～6月頃、所有権移転登記手続のため、司法書士に相談し、同年7月24日、所有権移転登記を得て、同月25日、原告Aとの間で、本件売買締結日以降の本件土地建物の管理業務を原告Aに委託していたことを確認する旨の確認書を作成し、同年8月28日、原告Aとの間で、前記賃料収入と費用を精算する旨の本件精算合意をした。

以上の事実によれば、原告らは、税務調査を受けたことを契機として、本件土地建物の所有権が移転したことを前提とする行動を採り始めたものというべきであり、原告らは、本件通知書を送付した平成26年3月7日までに、本件売買契約が無効であると知りながらこれを追認し(民法119条1項ただし書)、同年4月1日までに本件土地建物が引き渡されたというべきである。

(原告らの主張の要旨)

原告らは、本件各処分(先行年分)の異議申立てにおいて、課税庁から、原告A名義の口座に本件建物の賃料が振り込まれていることが問題であるとの指摘を受けたため、本件通知書を送付したにすぎず、本件通知書には本件売買契約に関する記載は何らされていない。したがって、本件通知書の送付をもって、本件売買契約の追認がされたとはいえない。

また、原告らは、平成25年9月30日付けで、S社から受領した賃料収入を原告Bに支払う旨の精算をし、平成26年7月に本件土地建物の所有権移転登記手続を行っているところ、これらの事実を考慮せずに、同年4月1日に本件土地建物の引渡しがあったとすることは根拠を欠く。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告らについて

亡丙は、原告ら及びCの創業者であって、平成19年～平成27年当時、原告らの代表取締役であり、株式については、原告Aの76%、原告Bの90%、Cの100%を保有していた。

(2) 原告Aによる本件土地建物の取得等

ア 原告Aは、平成2年9月11日、本件土地を売買により取得して所有権移転登記を得るとともに、①E銀行の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権、②保証協会の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権及び③保証協会のCに対する債権を被担保債権とする根抵当権を設定し、同日、これらの登記手続をした。なお、原告Aと保証協会との間の根抵当権設定契約においては、根抵当権設定者は、保証協会の承諾を

得ずに根抵当物件の所有権を移転してはならない旨が定められていた。(乙6)

イ 原告Aは、平成3年9月9日、本件土地上に本件建物(遊技場。鉄骨造陸屋根5階建)を新築し、同年10月4日、所有権保存登記を得た。

ウ 原告Aは、平成3年10月30日、本件建物に、前記アの本件土地に設定した各根抵当権を共同担保として、①E銀行の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権、②保証協会の原告Aに対する債権を被担保債権とする根抵当権及び③保証協会のCに対する債権を被担保債権とする根抵当権を設定し、同日、これらの登記手続をした。

エ 前記ア及びウのE銀行の原告Aに対する債権は、平成17年にE銀行から債権管理及び債権回収の業務を委託されているHに移管された。

(3) 本件売買契約締結前の本件建物の管理状況

ア 原告Aは、平成14年10月18日、J社との間で、本件建物に関し、カラオケ店舗として使用する目的で、期間を同年11月1日から平成24年10月31日までとし、賃料を月額125万円とする賃貸借契約(本件旧賃貸借契約)を締結した。そして、K社は、平成18年頃から、本件建物においてカラオケ店舗を実質的に経営していた。

イ 原告Aは、平成18年5月16日、L損保との間で、本件建物について、保険期間を同日から1年間とする火災保険契約を締結し、その後、平成19年5月16日に、保険期間を1年間として火災保険契約を更新した。

ウ 原告Aは、平成18年12月1日、Oとの間で、電気通信事業に使用する通信設備設置のため、本件建物に関し、期間を同日から平成28年11月30日までとし、賃料を月額3万円とする賃貸借契約(本件通信設備設置契約)を締結した。

(4) 本件売買契約の締結に至る経緯

ア 原告Aは、従前、資金を借り入れて土地を購入し、その土地上に賃貸マンションを建設して賃借人を入居させた上で、マンションを売却する事業を営んでいたが、バブル崩壊のために、Aグループ全体の業績が悪化した。

イ Aグループは、Rに対する債務を負っていたため、Rが関与する「Uスキーム」を用いた私的再生により事業の再生を行うこととなり、平成16年1月以降、R及びT監査法人のスタッフの協力を得て、再建計画案の策定作業を行った。原告Aが所有していた不動産について不動産鑑定が行われ、同年5月14日付け不動産鑑定評価書(乙33・別添4)において、本件土地建物の評価額は1億4800万円と算定された。(甲1、60、乙11、12、33、原告A代表者)

ウ 原告Aは、平成17年2月1日付けで再建計画案を作成した。同計画案においては、①原告Aは、Rから約13億9900万円の債務免除を受けること、②原告Aは、本件土地建物を含む不動産を売却して債務免除益に対応する固定資産売却損を計上すること、③本件土地建物を含む不動産は、原告Bに対して担保条件を付したまま売却し、原告Bによる賃貸を継続して現状の賃料収入を確保する予定であるとされていた。しかし、Rの同意が得られなかったため、同計画案は実施されなかった。(甲60、乙33・別添2)

エ Iが、平成18年10月、E銀行から、原告Aに対する債権の一部譲渡を受けたことから、原告Aは、Iとの間でも、債務免除を求めて交渉をすることとなった。また、原告Aは、平成19年4月頃から、Rの私的再生に関与したことがある丁司法書士(以下

「丁」という。)、弁護士及び公認会計士に依頼して、R及びIとの交渉、再建計画案の作成等を行うこととなった。(甲60)

オ 原告Aは、平成19年7月付けで再建計画案を作成し、Rから受ける債務免除に対応して、本件土地建物を含む不動産の売却による固定資産売却損を計上する予定としたが、Rから、債務超過が解消されない可能性があるとの懸念を示され、Aグループの合併により債務超過を解消する提案を行うこととなった。(甲4、60)

カ 原告Aは、平成19年9月18日、原告Bとの間で、本件土地建物を代金1億2432万円で売却する売買契約の締結を承認する取締役会決議をし、原告Bは、同日、前記売買契約の締結を承認する臨時株主総会決議をした。なお、当該代金の額は、既に行われた不動産鑑定における本件土地建物の評価額に時点修正等を加えた額であり、同年7月16日付けのT監査法人が作成した財務調査報告書に記載の評価額と同額であった。(甲3、6、7、60)

キ 原告ら、D及びCは、平成19年10月1日付けで本件再建計画案を作成した。本件再建計画案においては、①原告Aは、D及びCと合併して事業の再構築を図り、3年間で債務超過を解消する、②原告Aは、債権者から債務免除を受けるとともに、本件土地建物を含む所有不動産を売却する予定であるが、当該債務免除に係る債務免除益については、当該売却に係る固定資産売却損を下回るため、課税上の問題はない(課税されない)、③亡丙は、経営者責任を取るため、金融機関による債務免除の実現後、全ての役職を辞任するなどとされていた。(甲60、乙11、33・別添3)

ク 丁及び公認会計士らは、平成19年11月、Rの担当者と協議を行ったが、Uスキームの要件を満たすことが困難であるため、Rは、原告Aに対して同スキームを適用した私的再生を行わずに債権を回収することとされた。この結果、本件再建計画案のうち、原告A、D及びCの合併による債務超過の解消や亡丙の全ての役職の退任等は実施されないこととなった。(甲37、60、61、証人丁、弁論の全趣旨)

ケ 原告らとRは、平成19年12月27日付けの合意書により、Rが原告Aに対して有する貸付金債権の残元金合計14億3541万1556円及びこれに附帯する利息・損害金について、原告らが、同合意書に従い、平成20年1月31日までにその一部を弁済した場合には、Rは、その余の債務一切及び当該債務に関わる保証債務を免除し、前記各債権を被担保債権とする抵当権(根抵当権)を解除する旨の合意をした。その後、原告らは、同合意書に従い、Rに対し、前記各債権の一部弁済をした。(乙12、17、18)

コ 原告AとIは、平成20年2月7日付けの合意書により、Iが原告Aに対して有する貸付金債権の残元金合計2億4810万0882円及びこれに附帯する利息・損害金について、原告Aが、同合意書に従い、平成23年1月31日までにその一部を弁済した場合には、Iは、その余の債務一切を免除する旨の合意をした。(乙13)

(5) 本件売買契約の締結

原告らは、平成20年9月1日付けで、原告Aを売主、原告Bを買主として、本件土地建物を代金1億2432万円で売買し、代金を同月30日までに「現金または預金小切手で売主に支払うものとする」との契約書(本件売買契約書)を作成し、本件売買契約を締結した。(乙14)

(6) 本件売買契約に基づく売買代金債務に係る弁済、会計処理の状況等

原告Bは、原告Aに対して、本件売買契約に基づく売買代金債務を弁済していない（争いのない事実）が、原告らは、当該債務につき、次のとおりの会計帳簿上の処理を行った。

ア 原告Aは、平成20年当時、Aグループの各会社間で、多額の資金融通をし、会計帳簿には、複数の会計科目で当該資金融通を計上していたが、金融機関から、Aグループ内の債権債務につき統一した勘定科目で会計帳簿を作成してほしいとの要望を受け、平成21年9月期（平成20年10月1日）から、会計帳簿に、資産科目である「関連会社」勘定を設け、債権債務の発生原因を問わず、Aグループ間での資金移動を「関連会社」勘定に計上することとした。（甲60、原告A代表者、弁論の全趣旨）

また、原告Bは、平成22年3月期（平成21年4月1日）から、原告Aと同様、会計帳簿に、「関連会社」勘定を用いるようになった。（弁論の全趣旨）

イ 原告Aは、総勘定元帳に次のとおり記帳した。これに対し、原告Bは、総勘定元帳において、平成20年10月1日付けで、原告Aに対する本件売買契約に基づく売買代金債務相当額について会計上の処理を行わなかった。（弁論の全趣旨）

(ア) 平成20年9月30日付けで、「未収入金」勘定の借方に、摘要を「(有) B 戊売却」等とし、相手科目を「諸口」として、合計1億2432万円（原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権と同額）を記帳した。（乙17）

(イ) 平成20年10月1日付けで、前記(ア)の債権につき、摘要を「(有) B 科目振替」として、「未収入金」勘定から「関連会社」勘定の借方に振り替える旨記帳した。（甲43、乙25）

(ウ) 平成20年10月1日付けで、Cからの「仮受金」8億5592万9905円につき、摘要を「(株) C 科目振替」として、「仮受金」勘定から「関連会社」勘定の貸方に振り替える旨記帳した。（甲44、乙25）

(エ) 「関連会社」勘定に次のとおり記帳した。（乙25）

a 平成20年10月9日～同月20日付けで、貸方に、摘要を「(有) B」等とし、相手科目を「当座預金」等として、350万円ほか5件（合計2502万1000円）

b 平成20年10月31日付けで、借方に、摘要を「(有) B」とし、相手科目を「当座預金」として、1000万円

c 摘要を「10月計」として、借方に、1億3432万円（前記(ア)及び(イ)の1億2432万円並びに前記bの1000万円の合計額）、貸方に、8億8095万0905円（前記(ウ)の8億5592万9905円及び前記aの2502万1000円の合計額）、残高に、「△746,630,905」

ウ (ア) 原告Aは、平成20年12月31日付けで、相手科目を「諸口」として、総勘定元帳に次のとおり記帳した。

a 「関連会社」勘定の

(a) 貸方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算残高」として、9億3737万0576円

(b) 借方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」として、9億1895万0905円

- (c) 貸方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」として、1億2432万円（原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権と同額）
- (d) 貸方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」として、2959万5260円（乙25）
- b 「長期借入金」勘定の借方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」、相手科目を「諸口」として、1億7233万4931円（甲45）
- (イ) 他方で、原告Bは、平成20年12月31日付けで、相手科目を「諸口」として、総勘定元帳に次のとおり記帳した。
 - a 「未払金」勘定の借方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、1億2432万円（本件売買契約に基づく原告Aに対する売買代金債務と同額）（甲49）
 - b 「仮払金」勘定の
 - (a) 借方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算残高」として、9億4163万4545円
 - (b) 貸方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、9億2870万6314円（甲48）
 - c 「仮受金」勘定の借方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、3617万1400円（甲50）
 - d 「長期貸付」勘定の貸方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、1億7233万4931円（甲51）
 - e 「差入保証」勘定の貸方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、100万0000円（甲52）
 - f 「立替金」勘定の貸方に、摘要を「A (株) 貸し借り清算」として、8万4700円（甲53）
- エ 原告Aは、平成20年9月期の決算報告書において、勘定科目内訳書の売掛金（未収入金）の内訳書に1億2432万円（原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権と同額）を計上していたが、平成21年9月期の決算報告書においては、前記額を計上しなかった。また、原告Bの平成22年3月期の決算報告書には、本件売買契約に基づく原告Aに対する売買代金債務は計上されなかった。（甲11、58、59）
- (7) 本件売買契約を締結した事業年度等に係る帳簿書類の記載及び確定申告
 - ア 原告Aについて
 - 原告Aは、平成20年9月期の総勘定元帳において、平成20年9月30日付けで、前記(6)イのとおり「未収入金」勘定に本件売買契約に基づく代金である1億2432万円を計上するとともに、「固定資産売却損」の勘定に本件売却損8億3647万8050円を計上した。（乙17）
 - 原告Aは、平成20年12月1日、城東税務署長に対し、平成20年9月期の法人税について、本件債務免除益を益金の額に算入する一方で、本件売却損を損金の額に算入し、別表1-Aの「平成20年9月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。

イ 原告Bについて

原告Bは、平成20年9月30日付けで、仕訳一覧表において、本件土地建物を「土地」勘定及び「建物」勘定にそれぞれ計上し、本件売買契約に基づく売買代金債権を「未払金」勘定に計上した。(乙20)

原告Bは、平成21年6月1日、城東税務署長に対し、平成21年3月期の法人税について、本件建物に係る減価償却費64万6800円を含む減価償却費合計1億4892万6999円を損金の額に算入して別表1-Bの「平成21年3月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をするとともに、平成21年3月課税期間の消費税等について、本件売買契約に基づく本件建物の取得価額2772万円を含む課税仕入高合計44億3630万6910円に関し、その消費税相当額1億6749万4262円を控除対象仕入税額として控除して別表1-Cの「平成21年3月課税期間」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。(乙21~24)

(8) 本件売買契約締結後の本件土地建物に関する管理状況及び経理状況等

ア 原告Aの経理状況(平成21年9月期)

原告Aは、平成21年9月期の間、毎月月末頃、J社及びOから、本件旧賃貸借契約及び本件通信設備設置契約に基づく賃料につき、原告A名義の銀行当座預金口座に振込入金を受ける方法により収受した(以下、原告Aの賃料収受の方法は、いずれも同方法による。)。また、原告Aは、平成21年5月15日、本件建物の火災保険契約を更新した。(乙9の4、15、35)

原告Aは、平成21年9月期において、仕訳一覧表に本件建物に係る前記各賃料を計上するとともに、本件土地建物に係る固定資産税、エレベーター保守料及び消防用設備点検料を計上した。(乙16)

イ 原告Bの経理状況及び確定申告(平成22年3月期)等

原告Bは、平成22年3月期において、本件建物に係る減価償却費として110万8800円を計上し、平成22年5月31日、城東税務署長に対し、平成22年3月期の法人税について、本件建物に係る減価償却費を損金の額に算入して別表1-Bの「平成22年3月期」欄の「確定申告」欄記載のとおり確定申告をしたが、他方で、本件売買契約締結後、少なくとも平成25年11月に実施された税務調査の時点まで、原告Aに対し、原告Aが収受した本件建物の賃料に相当する額等の支払をするよう求めることはなかった。(乙23の2、27、弁論の全趣旨)

ウ 原告Aによる本件新賃貸借契約の締結

原告Aは、平成22年8月26日、S社との間で、本件建物に関し、カラオケ店舗として使用する目的で、期間を平成22年9月1日から平成27年8月31日までとし、賃料を月額85万円とする賃貸借契約(本件新賃貸借契約)を締結した。(乙28)

エ 原告Aの経理状況(平成22年9月期)

原告Aは、平成21年10月~平成22年4月の間、毎月月末頃、J社から本件旧賃貸借契約に基づく賃料を収受し、同年9月30日、S社から本件新賃貸借契約に基づく賃料を収受した。また、原告Aは、平成22年9月期の間、Oから、本件通信設備設置契約に基づく賃料を収受した。さらに、原告Aは、平成22年5月14日、本件建物の火災保険契約を更新した。(乙9の5、15)

そして、原告Aは、平成22年9月期において、仕訳一覧表に本件建物に係る前記各賃料を計上するとともに、本件土地建物に係る固定資産税、エレベーター保守料及び消防設備点検料を計上した。(乙16)

オ 原告Aの経理状況(平成23年9月期～平成25年9月期)

原告Aは、平成23年9月期～平成25年9月期の間、毎月月末頃、S社及びOから、本件新賃貸借契約及び本件通信設備設置契約に基づく賃料を収受した。また、原告Aは、平成23年4月19日、平成24年5月7日及び平成25年4月2日、本件建物の火災保険契約をそれぞれ更新した。(乙9の6～8、15)

そして、原告Aは、平成23年9月期～平成25年9月期において、仕訳一覧表に本件建物に係る前記各賃料を計上するとともに、本件土地建物に係る固定資産税、エレベーター保守料及び消防設備点検料を計上した。(乙16)

(9) 税務調査後の本件建物に関する管理状況等

ア 税務調査

城東税務署職員は、平成25年10月頃、原告らに対する税務調査を開始し、原告らの取引先であるS社、保証協会等の担当者や原告らの役員に事情聴取を行った。なお、保証協会の担当者は、同年11月8日、城東税務署職員に対し、原告Aから本件土地建物を譲渡した旨の報告はなく、原告Aが本件土地建物を所有していると認識している旨を報告した。(乙32～35)

イ 不動産取得税の申告・納付状況

原告Bは、平成25年11月6日、税務調査を受けた時点において、本件売買契約により本件土地建物を取得したことに伴う不動産取得税の申告及び納付をしていなかった。(乙33)

ウ 本件通知書の送付

原告らは、平成26年3月7日、S社に対し、同月1日から本件土地建物の全ての管理を原告Bに委託し、同年4月分以降の賃料の振込口座を原告B名義の預金口座に変更する旨の通知書(本件通知書)を送付した。(乙48)

エ 火災保険契約の締結

原告Bは、平成26年4月30日、L損保との間で、本件建物の所有者として、本件建物に係る火災保険契約を締結した。(乙105)

オ 本件土地建物の所有権移転登記

平成26年7月24日、本件土地建物について、平成20年9月1日付け売買(本件売買契約)を原因とする原告Aから原告Bに対する所有権移転登記がされた。(乙5、7)

カ 確認書の作成

原告らは、平成26年7月25日付けで、次の内容の「確認書」と題する書面を作成した。(乙60)

(ア) 平成20年9月1日から平成26年7月24日までの期間において、原告Bは、本件土地建物の管理業務を原告Aに委託し、原告Aはこれを受託したこと。

(イ) 原告Bは、原告Aに対し、本件土地建物を第三者に賃貸等をする場合の交渉及び契約権限を付与したこと。

(ウ) 本件土地建物に係る管理委託料は、月額5万円(消費税込)とし、原告Bは、原告Aに対し、同金員を平成20年9月分から支払うこと。

キ 所有権移転登記の完了通知

原告Aは、平成26年8月1日付けで、保証協会、H、S社及びOに対し、原告Aが原告Bに対して本件土地建物を本件売買契約により売却し、同年7月24日に所有権移転登記を完了した旨を通知した。(乙61~64)

ク 本件精算合意

原告らは、平成26年8月10日付けで「未精算金の支払に関する合意書」と題する書面を作成し、原告Aが原告Bに対し、原告Aが本件土地建物について平成20年9月1日から平成26年3月31日までの間に支出した費用等(固定資産税、エレベーター保守料、消防用設備点検料及び管理手数料)と当該期間に収受した賃料等の差額を支払う旨を合意した。(本件精算合意。乙65)

ケ Oとの間の合意

原告らは、平成26年9月4日付けで、Oとの間で、本件通信設備設置契約に基づく賃貸人の地位を、平成20年9月1日をもって原告Aから原告Bに譲渡し、平成26年10月分以降の本件通信設備設置契約に基づく賃料等の振込先を、原告A名義の預金口座から原告B名義の預金口座に変更する旨の合意を締結し、当該合意に係る覚書を作成した。(乙104)

(10) 税務調査後の本件建物の経理状況等

ア 原告Aの経理状況(平成25年9月期及び平成26年9月期)

原告Aは、平成20年9月1日以降、本件建物に係る賃料収入を収益として計上し、本件土地建物に係る固定資産税、エレベーター保守料及び消防用設備点検料の各費用を費用として計上していたが(前記(8)ア、エ、オ)、前記賃料収入等が原告Aには帰属しないものとして、平成25年9月30日付けで、平成25年9月期のS社からの賃料収入1020万円を「家賃収入」勘定から減額し、平成26年9月30日付けで、平成26年9月期のS社及びOからの賃料収入510万円及び64万2600円を「家賃収入」勘定及び「雑収入」勘定からそれぞれ減額する経理処理を行った。(乙100、101)

また、原告Aは、平成20年10月~平成24年9月分のJ社又はS社からの賃料収入相当額について、平成25年9月30日付けで、平成22年4月~平成24年9月分の賃料収入相当額である2380万6700円を、平成26年9月30日付けで、平成20年10月~平成22年3月分の賃料収入相当額である2250万円をそれぞれ「過年度損益修正損」勘定に計上するとともに、Oからの賃料収入については、本件精算合意に基づく精算金の額として、同日付けで平成20年9月~平成25年9月分の賃料収入相当額である292万6410円を「過年度損益修正損」勘定に計上した。(乙100、乙101)

そして、原告Aは、本件土地建物に係る平成20年10月以降の固定資産税等の前記各費用及び平成22年9月期の本件建物の改修費用についても、前記賃料収入と同様に、平成26年3月31日付け及び同年9月30日付けで、原告Aには帰属しないものとする経理処理を行った。(乙101)

イ 原告Bの経理状況（平成26年3月期及び平成27年3月期）

原告Bは、前記アの賃料収入及び各費用について、平成25年9月30日付け、平成26年3月31日付け及び同年9月30日付けで、平成20年10月分以後は原告Bに帰属するものとする経理処理を行った（乙102、103）

また、原告Bは、S社に対して本件通知書を送付した後、自らの名義の預金口座に本件新賃貸借契約に係る賃料の振込を受けた上で、平成27年3月期において、S社から收受した平成26年4月分以後の賃料を「賃貸収入」勘定に計上した。（乙103）

そして、原告Bは、平成27年3月期において、前記（9）ケの合意に基づき、Oから收受した平成26年10月分以降の本件通信設備設置契約に係る賃料を「雑収入」勘定に計上した。（乙103）

2 争点（1）（本件売買契約についての虚偽表示の有無）について

（1）前記1に認定した事実を前提として、本件売買契約について虚偽表示が認められるか、すなわち、原告らが、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていた（売買の合意をする意思がない）にもかかわらず、これがあるように仮装することを合意したと認められるか否かについて検討する。

（2）ア まず、本件売買契約の締結経緯についてみると、原告Aは、平成16年1月以降、Rが関与する「Uスキーム」を用いた私的再生によってR、T監査法人、丁等の関与の下、事業の再建を行うこととなり（前記認定事実（4）イ、エ）、その計画においては、Rから債務免除を受けることにより債務免除益が発生するところ、これに対応する損金を計上するため、本件土地建物を売却して固定資産売却損を計上することとされ（同ウ、エ、キ）、原告らは、本件土地建物について、不動産鑑定評価書による評価額に時点修正等を加えた額を代金額として原告Bに売却する旨の本件売買契約を締結している（同カ、（5））。そうすると、本件売買契約は、R、監査法人、司法書士等の第三者である専門家の関与を受け、事業再建計画の一部として元々考案されたものであり、その売買代金額についても、本件債務免除益に対する課税を回避するために不当に高額に設定されたものであるなどということとはできない。

他方で、亡丙は、平成20年当時、原告らのいずれについても代表取締役を務め、原告Aにつき76%、原告Bの90%の株式を保有していた（前記認定事実（1））ところ、Rは、平成19年10月、原告Aについて再生案件ではなく回収案件に切り替え、平成20年1月に原告Aから一部弁済を受けた後には原告らの事業再建に関与することではなく、本件再建計画案で予定されていたAグループ内における合併や亡丙の役員退任も行われなかった（同（4）ク、ケ）から、亡丙は、原告ら双方の代表取締役及び過半数を超える議決権を有する株主として、Rの関与なく、自らの判断で、本件売買契約の締結及び履行等に係る事務処理を進めることが可能になっていたといえる。

イ また、本件売買契約締結後の本件土地建物に関する管理状況及び経理状況等について検討すると、原告らは、平成20年9月にされた本件売買契約の締結の約6年後（平成26年7月）まで、原告Bに対する本件土地建物の所有権移転登記手続を行わず（前記認定事実（9）オ）、原告Aが、本件売買契約締結後である平成21年9月期～平成25年9月期において、自らが賃貸人としてS社との間で本件新賃貸借契約を締結したほか、本件旧賃貸借契約及び本件新賃貸借契約並びに本件通信設備設置契約に基づき、

本件建物の使用対価である賃料を原告A名義の銀行当座預金口座に振込入金を受ける方法により収受して、これを収益として計上し、本件土地建物に係る固定資産税、エレベーター保守料及び消防用設備点検料を支出して、これを費用として計上するとともに、本件建物に係る火災保険契約を自らの名義で継続して更新した（同（8）ア、ウ～オ）。また、原告Aと保証協会との間の根抵当権設定契約においては、根抵当権設定者は、保証協会の承諾を得ずに根抵当物件の所有権を移転してはならない旨が定められていたところ（同（2）ア）、原告Aは、平成25年11月時点において、保証協会に対して本件土地建物を譲渡した旨を報告していなかった（同（9）ア）。他方、原告Bは、同月に税務調査を受けた時点では、本件売買契約により本件土地建物を取得したことに伴う不動産取得税の申告及び納付をしておらず（同イ）、本件売買契約締結後、少なくとも同税務調査の時点まで、原告Aに対し、原告Aが収受した本件建物の賃料に相当する額等の支払を求めることはなかった（同（8）イ）。

そして、原告らは、平成25年10月頃に税務調査を受けた後、平成26年7月に、本件売買契約に基づく所有権移転登記手続をし（前記認定事実（9）オ）、同年3月及び4月に、賃料の振込口座及び本件建物の火災保険契約の各名義人を原告Bに変更し（同ウ、エ）、同年7月に、平成20年9月1日（本件売買契約の締結日）から平成26年3月31日まで、原告Aが原告Bから本件土地建物の管理業務を受託したことを前提に、これを確認する合意をするとともに（同カ）、同年8月に、委託により原告Aが支出した費用等と原告Bが受領すべき賃料とを精算する旨の本件精算合意をしている（同ク）。

以上によれば、（ア）原告Aは、本件売買契約締結の約6年後（平成26年7月）まで、本件売買契約に基づく原告Bに対する所有権移転登記手続をしておらず、本件売買契約の締結後も、本件土地建物から収益を得るために必要な本件新賃貸借契約等を自ら締結した上で、本件土地建物に関し、賃料収入を自らの収益として計上し、固定資産税、保守費用等を自らの費用として計上して、本件土地建物を自ら使用収益したほか、根抵当権設定契約に基づき、本件土地建物を譲渡する際には、根抵当権者である保証協会の承諾を得るものとされていたところ、本件土地建物を譲渡したことを報告していないなど、本件売買契約の締結後、税務調査を受けるまでの約5年以上にわたり、一貫して、自らが本件土地建物の所有権を有することを前提に行動しており、（イ）他方、原告Bも、少なくとも本件売買契約締結の約5年後（平成25年11月実施の税務調査の時点）まで、本件売買契約により本件土地建物を取得したことに伴う不動産取得税の申告及び納付をしておらず、また、原告Aに対し、原告Aが収受した本件建物の賃料に相当する額等の支払を求めることもなかったなど、本件売買契約により本件土地建物の所有権を取得した者であれば採るのが自然な行動を採っていないというべきである。

ウ 前記ア、イで検討したとおり、①亡丙は、本件売買契約の締結時には、原告ら双方の代表取締役及び過半数を超える議決権を有する株主として、Rの関与なく、自らの判断で、本件売買契約の締結及び履行等に係る事務処理を進めることが可能になっていたところ、②本件売買契約の締結後、税務調査を受けるまでの約5年以上にわたり、原告Aは、一貫して、本件土地建物を使用収益するなど自らが本件土地建物の所有権を有することを前提に行動し、原告Bも、本件売買契約により本件土地建物の所有権を取得し

た者であれば採るのが自然な行動を採っていないことに加えて、③本件売買契約に基づく売買代金債務の弁済は行われておらず、同債務につき、原告ら相互の間の「貸し借り清算」により消滅した旨の会計処理がされていることがうかがわれるにとどまる（前記認定事実（6）ウ、エ）ことも併せ鑑みると、原告Bが、平成21年3月期及び平成22年3月期に、法人税の確定申告に当たり、本件建物に係る減価償却費を計上していることを考慮しても、原告らは、本件債務免除益に対する課税を回避するため、本件債務免除益に対応する損金として本件売却損を計上する一方、本件土地建物から得られる収益については、本件売買契約の締結後も原告Aにおいて収受し続けることを目的として、本件売買契約書を作成し、本件売買契約に基づく売買代金債務に係る会計処理をするなどしたのであって、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていた（売買の合意をする意思がない）にもかかわらず、これがあるように仮装することを合意したものと推認することができる。

（3）原告らの主張に対する判断

ア（ア）原告らは、原告らが、本件売買契約を締結した時点で、未収入金・未払金を計上し、その後、平成20年10月1日付けで、原告らの総勘定元帳の「関連会社」勘定にこれらをまとめたことによって、原告らの間で、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が完了しているし、仮に、同日時点で相殺されていないとしても、原告らの総勘定元帳の記帳内容によれば、同年12月31日までに前記各債権の相殺処理が完了していることから、原告らは、この相殺処理に当たり、本件売買契約に基づく売買代金債権・債務が存在することを前提としているのであって、このことから、本件売買契約の時点で、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を有していたことが裏付けられる旨主張する。

（イ）しかしながら、本件売買契約書の「第3条」においては、本件売買契約に係る代金について、平成20年9月30日までに、「現金または預金小切手で売主に支払うものとする」と定められている（前記認定事実（5）、乙14）のであって、本件売買契約を成立させるという効果意思を有するのであれば、その根幹的内容の一つである代金の支払方法を「弁済」から「相殺」へと変更する場合、当該変更の合意や相殺の合意を書面をもって明示的に行うのが自然であるから、原告らが、本件売買契約に基づく売買代金債権・債務につき、原告ら相互の間の「貸し借り清算」により消滅した旨の会計処理を行った事実が存するからといって、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を有していたことの裏付けとはならず、当該事実によって、前記（2）ウの推認が覆されるものとはいえない。

この点に関し、原告らは、本件売買契約締結時から、本件売買契約に係る代金の支払につき、前記各債権の相殺により行う旨の合意をしていたところ、本件売買契約書の作成に当たり、一般的なひな形を流用したため、その合意内容と異なる表記がされているにすぎない旨主張するようでもあるが、売買契約の根幹的内容の一つである代金の支払方法について真実の合意内容と異なる契約書を作成したというのであれば、そのこと自体が、原告らにおいて本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていたことの一つの証左というべきである。

(ウ) そうすると、原告らの前記主張は採用することができないというべきであるが、念のため、原告らの会計帳簿の記帳内容について検討する。

a 平成20年10月1日時点における相殺処理の主張について

まず、原告Aの総勘定元帳の「関連会社」勘定(乙25)の記帳内容は、甚だ不明確・不明瞭ではあるが、仮に、(a)借方に記帳された金額で、原告Aの関連会社に対する債権の増額(当該債権を他の勘定から振替え、移記等した場合を含む。以下同じ。)及び債務の減額を、(b)貸方に記帳された金額で、原告Aの関連会社に対する債権の減額及び債務の増額をそれぞれ示す趣旨で記帳されたものだとしても、前記認定事実(6)イによれば、「関連会社」勘定には、平成20年10月1日～31日の間に、①同月1日付けで、原告Aの原告Bに対する未収入金債権1億2432万円(原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権と同額)及びCに対する仮受金債務8億5592万9905円が増額した旨記帳され、②同月9日～20日付けで原告Bに対する合計2502万1000円の債務が増額した旨記帳され、③同月31日付けで、原告Bに対する債権が、合計1億3432万円であり、C及び原告Bに対する債務が、8億8095万0905円であり、その差引残高が7億4663万0905円である旨記帳されているにとどまるのであって、本件売買契約に基づく売買代金債権を含むいずれかの債権・債務が相殺された旨の記帳はされていない上、そもそも、その記帳内容によっても、原告Aの原告Bに対する債務は、合計2502万1000円にとどまるのであって、原告らが主張する本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権1億2432万円に及ばない。そして、同イによれば、原告Bは、総勘定元帳において、同月1日付けで原告Aに対する本件売買契約に基づく売買代金債務相当額について会計上の処理を何ら行っておらず、原告Bにおいて、同日をもって本件売買契約に基づく売買代金債務が相殺の意思表示ないし相殺合意によって消滅したと扱われていたとはいえないことも併せ考慮すると、原告Aの総勘定元帳の「関連会社」勘定の前記各記帳内容の存在をもって、同日時点で、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が行われたということとはできないというべきである。

この点に関し、原告らは、その総勘定元帳に、平成20年10月1日付けで、Cからの「仮受金」8億5592万9905円につき、摘要を「(株)C 科目振替」として、「仮受金」勘定から「関連会社」勘定の貸方に振り替える旨記帳した(前記認定事実(6)イ(ウ)参照)ものの、ここで「C」と記帳したのは、「(有)B」と記帳すべきところ誤ったものである旨主張する。

しかしながら、仮に、真実、原告Aが原告Bに対して仮受金債務8億5592万9905円を負っていたとしても、原告Aの総勘定元帳の「関連会社」勘定には、前記のとおり、本件売買契約に基づく売買代金債権を含むいずれかの債権・債務が相殺された旨の記帳はされていない上、当該仮受金債務のうち、原告らが主張する本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権との相殺に供されたものが、1億2432万円に相当する部分なのか、それとも、同月9日～20日付けで記帳された原告Bに対する合計2502万1000円の債務と相殺された後の残余の額に

相当する部分なのかすら特定されていないから、同勘定の前記各記帳内容の存在をもって、同月1日時点で、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が行われたということとはできないというべきである。

また、仮に、債権者が「C」である旨の記帳内容が誤記である旨の前記主張内容が真実であるとするならば、原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権との相殺に供された反対債権の特定という重要な点に関する会計帳簿の記帳に関して誤ったということになるが、これは、真に、本件売買契約を成立させるという効果意思を有し、それに伴い発生する原告Aの原告Bに対する売買代金債権につき、原告Bの原告Aに対する債権をもって相殺する意図を持っている者の行動としては不自然であって、そのような誤記をしたこと自体が、原告らにおいて本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていたことの一つの証左というべきである。

b 平成20年12月31日までの時点における相殺処理の主張について

原告Aの総勘定元帳には、前記認定事実(6)ウ(ア)のとおり、原告Bの総勘定元帳には、同(イ)のとおり、平成20年12月31日付けで、摘要として、原告ら相互に係る「貸し借り清算」又は「貸し借り清算残高」とされた記帳がされている。そして、原告らは、必ずしも明確ではないものの、そのうち、①原告Aの総勘定元帳の「関連会社」勘定の貸方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」として、1億2432万円(原告らの主張に係る本件売買契約に基づく原告Bに対する売買代金債権と同額)との記帳がされている部分(同(ア) a (c))及び②原告Bの「未払金」勘定の借方に、摘要を「A(株) 貸し借り清算」、1億2432万円(本件売買契約に基づく原告Aに対する売買代金債務と同額)との記帳がされている部分(同(イ) a)をもって、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が完了している旨主張するものと解される。

しかしながら、前記①及び②の各記帳は、相手科目を「諸口」としてされたものであるから、仮に当該各記帳が、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権に関する相殺を示す趣旨で記帳されたのだとしても、当該各記帳内容からは、原告Bの原告Aに対する債権のうちのどれが反対債権として供されたのか不明であるといわざるを得ない。原告らとしては、[1]原告Aの総勘定元帳の「関連会社」勘定の借方に、摘要を「(有) B 貸し借り清算」として、9億1895万0905円との記帳がされている部分(前記認定事実(6)ウ(ア) a (b))及び[2]原告Bの総勘定元帳の「仮払金」勘定の貸方に、摘要を「A(株) 貸し借り清算」として、9億2870万6314円との記帳がされている部分(前記認定事実(6)ウ(イ) b)をもって、前記売買代金債権の反対債権として相殺に供した旨主張するのかもしれないが、同債権の対当額(1億2432万円)が記帳されているわけではなく、相殺に供した反対債権の記帳としては、粗略といわざるを得ない。

そうすると、原告らの各総勘定元帳の前記各記帳内容の存在をもって、平成20

年12月31日までの時点で、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が行われたということとはできないというべきである。

- c 以上のとおり、原告らの会計帳簿の記帳内容は、本件売買契約に基づく売買代金債権・債務につき、原告ら相互の間の「貸し借り清算」により消滅した旨の会計処理を行ったものであることがうかがわれるものの、粗略なものといわざるを得ず、本件売買契約に基づく原告Aの原告Bに対する売買代金債権と原告Bの原告Aに対する仮払債権との相殺処理が行われたことを裏付けるものということとはできず、当該記帳内容によって、前記(2)ウの推認が覆されるものとはいえない。

- イ 原告らは、原告らに本件売買契約に係る虚偽表示をする動機・目的が存せず、原告Aは、多額の課税を回避して事業再生を行うため、原告Bと本件売買契約を締結したものであって、本件売買契約を有効に締結することを最優先にすべき状況にあったから、本件売買契約を成立させるという効果意思を有していた旨を主張する。

しかしながら、①本件債務免除益に対する課税を回避するため、本件債務免除益に対応する損金として本件売却損を計上する目的と、②本件土地建物から得られる収益につき、本件売買契約の締結後も原告Aにおいて収受し続ける目的とは、必ずしも相容れないものではなく、前記(2)で説示したとおり、原告らは、当該両目的を併有した上で、本件売買契約書を作成し、本件売買契約に基づく売買代金債務に係る会計処理をするなどしたのであって、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていたにもかかわらず、これがあるように仮装することを合意したものと推認することができる。そうすると、原告らが主張する、原告Aにおいて多額の課税を回避して事業再生を行う必要性があったとの事情は、当該推認を妨げるものとはいえない。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

- ウ 原告らは、(ア)虚偽表示は、内心と異なる外形をあえて作出する行為であるところ、本件売買契約については、本件土地建物の所有権移転登記手続すらしておらず外形の作出がないし、また、(イ)原告らが、本件土地建物につき本件売買契約を成立させるという効果意思を欠いていたにもかかわらず、これがあるように仮装することを合意していたのであれば、当該仮装が露呈しないように細心の注意を払って、売買契約書の内容と契約締結後の売主・買主間の実際の処理内容とを一致させると考えられるところ、本件においては、ひな形を用いて本件売買契約書を作成したことに起因する多数の形式的な不一致が生じているのであって、このことから、原告らが、本件売買契約を成立させるという効果意思を有していたことが裏付けられる旨を主張する。

しかしながら、(ア)虚偽表示は、契約を成立させるという効果意思を欠いていたにもかかわらず、これがあるように仮装することを合意することにその本質があるのであって、必ずしも原告らの主張するような「内心と異なる外形をあえて作出する行為」を必要とするものではないから、原告らの主張は、失当である(本件では、原告らが、本件売買契約を成立させるという効果意思があるように仮装するために、本件売買契約書の作成等までの行為は行ったものの、本件土地建物の所有権移転登記手続をすることまではしなかったというだけのことである。)。また、(イ)売買契約を成立させるという効果意思があるように仮装するために、売買契約書を作成するか否か、作成するとしてどの

ような内容のものとするかは、当該虚偽表示を行う者の動機、目的その他の諸事情によって異なるのであって、売買契約を成立させるという効果意思があるように仮装する合意をしていたのであれば、当該仮装が露呈しないように細心の注意を払って、売買契約書の内容と契約締結後の売主・買主間の実際の処理内容とを一致させると考えられるとの原告らの主張も、失当である。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

エ 原告らは、本件売買契約を締結した後も、原告Aが本件土地建物を管理し、賃料収入及び固定資産税を計上していたことは、単純な経理上の誤りであるところ、このことは、本件建物の減価償却費を原告Bにおいて計上していることから明らかであって、原告Aは、本件売買契約締結後も、本件建物の賃貸管理を受託することを予定しており、賃料及び固定資産税に係る金銭の流れは従前と異なることから、前記経理上の誤りが生じたものである旨を主張し、原告A代表者は、原告Bが本件土地建物の所有者になったことから、原告らの間で賃料と費用の精算処理をする予定であったところ、これを会計事務所に連絡することを忘れていた旨を供述するとともに陳述書に記載する（甲60、原告A代表者）。

しかしながら、真に原告Bが原告Aに対して本件売買契約締結後も本件建物の賃貸管理を委託する予定であったのであれば、グループ会社間の委託であっても後の税務処理等における疑義、紛争の発生等を回避する観点から、当該委託に係る契約を締結する旨の契約書を作成するのが自然であるところ、平成21年9月期～平成25年9月期の5年間にわたって、会計処理を忘れていたのみならず、当該契約書を締結することもなかったというのは、極めて不自然である。また、本件建物の賃貸管理を受託することを予定していた旨の原告A代表者の供述及び陳述書の内容も、委託の期間、委託料の支払の有無等の委託内容の諸条件に言及するものではなく、具体性に欠けるものである。そうすると、当該供述及び陳述書の記載内容は、信用することができず、他に、原告Bが原告Aに対して本件売買契約締結後も本件建物の賃貸管理を委託する予定であったことを裏付ける客観的かつ的確な証拠はない。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、本件売買契約について虚偽表示が認められる。

3 争点(2)(原告Aが平成20年9月期に係る帳簿書類に本件売買契約を仮装して記載したことにより、法人税法127条1項3号に該当するか否か)について

(1) 法人税法127条1項3号は、青色申告の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる旨を規定する。そして、ここにいう「仮装」とは、架空仕入れ、架空契約書の作成、他人名義の利用等によって、存在しない課税要件事実が存在するように見せ掛けることをいうと解される。

(2) これを本件についてみると、前記2において説示したところによれば、本件売買契約は虚偽表示によって無効であるところ、原告Aは、平成20年9月期において、帳簿書類である総勘定元帳(法人税法126条1項、同法施行規則54条参照)に、存在しない課税要件事

実である本件売買契約が存在するように見せ掛けた記載をしており（前記認定事実（7）ア）、帳簿書類に取引（本件売買契約）の全部を仮装して記載したものと認めることができる。

（3）以上によれば、原告Aが平成20年9月期に係る帳簿書類に本件売買契約を仮装して記載したことは、法人税法127条1項3号に該当するものというべきである。

4 争点（3）（原告らが本件売買契約を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したことにより、通則法68条1項に該当するか否か）について

（1）通則法68条1項は、65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、重加算税を課する旨規定するところ、ここにいう「仮装」とは、法人税法127条1項3号にいう「仮装」と別異に解すべき根拠はなく、その意義は、前記3（1）で説示したところと同一と解される。

そして、通則法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・集民151号35頁参照）。

（2）これを本件についてみると、前記2において説示したところによれば、本件売買契約は虚偽表示によって無効であるところ、原告らは、故意をもって架空の本件売買契約書を作成し、存在しない課税要件事実である本件売買契約が存在するように見せ掛けてこれを仮装したものであると認めることができる。そして、原告らは、仮装したところに基づき、①原告Aにおいては、平成20年9月期に、本件売却損を損金の額に算入して法人税の確定申告をし（前記認定事実（7）ア）、②原告Bにおいては、（ア）平成21年3月期及び平成22年3月期に、本件建物に係る減価償却費を損金の額に算入して法人税の確定申告をし（同（7）イ、（8）イ）、（イ）平成21年3月課税期間に、本件建物に係る消費税額を控除対象仕入税額として控除して消費税等の確定申告をした（同（7）イ）のであるから、前記仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであると認めることができる。

（3）以上によれば、原告らが本件売買契約を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したことにより、原告Aにつき平成20年9月期の法人税、原告Bにつき平成21年3月期及び平成22年3月期の法人税並びに平成21年3月課税期間の消費税等について、通則法68条1項に該当するものというべきである。

5 争点（6）（本件売買契約の追認及び本件土地建物の引渡しの有無）について

（1）前記1に認定した事実によれば、原告らは、①本件売買契約の締結後も、原告Aにおいて、本件建物に係る賃料収入を収益として計上し、固定資産税等を費用として計上していたところ（前記認定事実（8）ア、エ、オ）、②平成25年10月頃に税務調査を受けた後、平成25年9月期ないし平成26年3月期以降、当該賃料収入が原告Bに帰属したとする経理処理を行い（同（10）ア、イ）、③平成26年3月7日、S社に対し、本件土地建物の全ての管理を原告Bに委託し、同年4月分以降の本件新賃貸借契約に係る賃料の振込口座を原告

B名義の預金口座に変更する旨の本件通知書を送付している（同（9）ウ）。そして、原告Bは、本件通知書の送付後、自らの名義の預金口座に本件新賃貸借契約に係る賃料の振込を受けた上で、平成27年3月期において、S社から収受した平成26年4月分以後の賃料を「賃貸収入」勘定に計上している（同（10）イ）。

前記に説示した事実経過に加え、本件建物に係る賃貸借契約のうち、本件新賃貸借契約の賃料は月額85万円であるのに対し（前記認定事実（8）ウ）、本件通信設備設置契約の賃料は月額3万円であって（同（3）ウ）、本件新賃貸借契約の賃料の収受が本件土地建物の所有権に基づく使用収益の重要部分であることを併せ鑑みれば、原告らは、平成26年3月7日に本件通知書を送付した時点において、本件売買契約が有効であって、本件土地建物の所有権が原告Bに移転していることを前提に、賃借人であるS社に対して原告Bに本件新賃貸借契約の賃料を支払うように求めたものであるということが出来るから、原告らは、同日、本件売買契約が無効であることを知りながら、これを追認したものと認められ、民法119条1項ただし書により、本件売買契約と同内容の契約を新たに締結したものと認められる（なお、本件通知書には、原告Bに本件土地建物の管理を「委託」した旨の記載があるが、前記のとおり、原告Bは、平成26年4月以後の賃料について自らの名義預金口座に振込を受けるようになり、当該賃料収入を「賃貸収入」勘定に計上していることに照らすと、本件通知書の記載は、前記判断を左右するものではない。）。そして、前記に説示したとおり、原告Bは、同月以降、本件土地建物の所有権に基づく使用収益の重要部分である本件新賃貸借契約の賃料の収受をしていることに照らせば、原告らの間では、同月1日をもって、本件土地建物の引渡しが行われたものと認めることができる。

(2) ア これに対し、原告らは、本件各処分（先行年分）の異議申立てにおいて、課税庁から、原告A名義の口座に本件建物の賃料が振り込まれていることが問題であるとの指摘を受けたため、本件通知書を送付したにすぎず、本件通知書には本件売買契約に関する記載は何らされていないから、本件通知書の送付をもって、本件売買契約の追認がされたとはいえない旨を主張する。

しかしながら、前記（1）で説示したとおり、本件新賃貸借契約の賃料の収受が本件土地建物の所有権に基づく使用収益の重要部分であることに鑑みれば、原告らは、平成26年3月7日に本件通知書を送付した時点において、本件売買契約が有効であって、本件土地建物の所有権が原告Bに移転していることを前提に、賃借人であるS社に対して原告Bに本件新賃貸借契約の賃料を支払うように求めたものであるということが出来るから、本件通知書に本件売買契約に関する記載がないことをもって、前記（1）の説示が左右されるものということとはできない。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

イ また、原告らは、平成25年9月30日付けで、S社から受領した賃料収入を原告Bに支払う旨の精算をし、平成26年7月に本件土地建物の所有権移転登記手続を行っているところ、これらの事実を考慮せずに、同年4月1日に本件土地建物の引渡しがあったとすることは根拠を欠く旨を主張する。

しかしながら、原告らにおいて、平成25年9月30日付けで、本件売買契約締結後である平成20年10月以降の本件建物に係る賃料収入を原告Bに帰属させる経理処理を行った（前記認定事実（10）ア、イ）としても、原告Aは、平成26年3月まで、

S社及びOから本件建物に係る賃料を収受していた以上、同月まで本件土地建物を使用収益していたといえるから、同年4月1日をもって、本件土地建物が引き渡されたというべきである。

また、原告らが平成26年7月に本件土地建物の所有権移転登記手続を行っている（前記認定事実（9）オ）としても、前記（1）で説示したとおり、本件新賃貸借契約の賃料の収受が本件土地建物の所有権に基づく使用収益の重要部分であることに鑑みれば、原告Bが、平成26年4月1日以降、本件新賃貸借契約の賃料の収受を開始したことをもって、本件土地建物が原告Bに引き渡されたというべきであり、原告らが指摘する事情をもって、前記（1）の説示が左右されるものということとはできない。

したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

- （3）以上によれば、原告らは、本件通知書を送付した平成26年3月7日に、本件売買契約が無効であると知りながらこれを追認し、同年4月1日に本件土地建物の引渡しが行われたというべきである。

6 本件各処分（先行年分）の適法性

（1）本件A青色申告承認取消処分

前記3で説示したとおり、原告Aは、平成20年9月期の帳簿書類である総勘定元帳に本件売買契約を仮装して記載しているから、青色申告の承認の取消事由である法人税法127条1項3号に該当する。

したがって、本件A青色申告承認取消処分は適法である。

（2）本件A各更正処分（先行年分）及び本件A各賦課決定処分（先行年分）

ア 本件A各更正処分（先行年分）

前記2に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Aの平成20年9月期～平成24年9月期の法人税に係る所得の金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、別表2-Aのとおりであって、本件A各更正処分（先行年分）における所得の金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額（別表1-Aの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件A各更正処分（先行年分）はいずれも適法である。

イ 本件A各賦課決定処分（先行年分）

前記2及び4に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成20年9月期において原告Aに賦課されるべき重加算税並びに平成23年9月期及び平成24年9月期において原告Aに賦課されるべき過少申告加算税の金額は、別表3-Aのとおりであって、本件A各賦課決定処分（先行年分）により原告Aに賦課された重加算税及び過少申告加算税の金額（別表1-Aの「更正処分等」欄。ただし、平成23年9月期及び平成24年9月期の過少申告加算税は「平成26年7月9日」欄に記載のもの）と同額である。

したがって、本件A各賦課決定処分（先行年分）はいずれも適法である。

（3）本件B各更正処分（先行年分）及び本件B各賦課決定処分（先行年分）

ア 本件B各法人税更正処分（先行年分）

前記2に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Bの平成21年3月期及び平成22年3月期の法人税に係る所得の金額及び納付すべき税額は、別表2-Bのとおりであって、本件B各法人税更正処分（先行年分）における所得の金額及び納付すべ

き税額（別表1-Bの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件B各法人税更正処分（先行年分）はいずれも適法である。

イ 本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）

前記2に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Bの平成21年3月課税期間の消費税等に係る控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は、別表2-Cのとおりであって、本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）における控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額（別表1-Cの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）は適法である。

ウ 本件B各賦課決定処分（先行年分）

前記2及び4に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成21年3月期及び平成22年3月期並びに平成21年3月課税期間において原告Bに賦課されるべき重加算税の金額は、別表3-B及び2-Cのとおりであって、本件B各賦課決定処分により原告Bに賦課された重加算税の金額（別表1-B及び1-Cの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件B各賦課決定処分はいずれも適法である。

(4) 以上によれば、本件各処分（先行年分）はいずれも適法である。

7 本件各処分（後続年分）の適法性

(1) 本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）

原告Aは、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）のうち、本件A法人税更正処分（平成26年9月期）及び本件A法人税更正処分（平成27年9月期）については、翌期へ繰り越す欠損金額について申告額を下回る部分の取消しのみを求めているため、これらについては、当該部分の適法性を検討する。

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Aの平成25年9月期の法人税に係る所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、別表6-Aのとおりであって、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）におけるこれらの金額（別表4-Aの「再更正処分等」欄）と同額である。

そして、平成20年9月期以降、青色申告の承認が取り消されており、平成26年9月期及び平成27年9月期以降に繰り越される欠損金は存在しないから、平成26年9月期及び平成27年9月期の法人税に係る翌期へ繰り越す欠損金額は0円であって、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）におけるこれらの金額（別表4-Aの「更正処分等欄」）と同額である。

したがって、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）（ただし、本件A法人税更正処分（平成26年9月期）及び本件A法人税更正処分（平成27年9月期）については、当該各更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金額の部分について申告額を下回る部分）はいずれも適法である。

(2) 本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Aの平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額は、別表6-Bのとおりであって、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年

度・再処分後)における課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額(別表4-Bの「再更正処分等」欄)と同額である。

したがって、本件A復興特別法人税更正処分(平成25年9月課税事業年度・再処分後)は適法である。

(3) 本件A各消費税等更正処分(後続年分・裁決取消後)

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Aの平成25年9月課税期間及び平成26年9月課税期間の消費税に係る課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額(譲渡割額)は、別表6-C及び6-Dのとおりであって、本件A消費税等更正処分(後続年分・裁決取消後)における課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額(譲渡割額)(平成25年9月課税期間については別表4-Cの「更正処分等」欄、平成26年9月課税期間については別表4-Cの「裁決」欄)と同額である。

したがって、本件A消費税等更正処分(後続年分・裁決取消後)はいずれも適法である。

(4) 本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月期・再処分後)

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成25年9月期において原告Aに賦課されるべき過少申告加算税の額は、別表6-Fのとおりであって、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月期・再処分後)により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額(別表4-A「再更正処分等」欄)と同額である。

したがって、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月期・再処分後)は適法である。

(5) 本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月課税事業年度・再処分後)

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成25年9月課税事業年度において原告Aに賦課されるべき過少申告加算税の額は、別表6-Gのとおりであって、本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月課税事業年度・再処分後)により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額(別表4-B「再更正処分等」欄)と同額である。

したがって、本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分(平成25年9月課税事業年度・再処分後)はいずれも適法である。

(6) 本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分(後続年分・裁決取消後)

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成25年9月課税期間及び平成26年9月課税期間において原告Aに賦課されるべき各過少申告加算税の金額は、別表6-C及び6-Dのとおりであって、本件A各消費税等賦課決定処分(後続年分・裁決取消後)により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額(平成25年9月課税期間については別表4-Cの「更正処分等」欄、平成26年9月課税期間については同表の「裁決」欄)と同額である。

したがって、本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分(後続年分・裁決取消後)はいずれも適法である。

(7) 本件B法人税更正処分(平成27年3月期・再処分後)

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Bの平成27年3月期の法

人税に係る所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、別表7-Aのとおりであって、いずれも本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）における所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額（別表5-Aの「再更正処分等」欄）を上回るか同額である。

したがって、本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）は適法である。

(8) 本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税に係る課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額（譲渡割額）は、別表7-Bのとおりであって、本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）における課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額（譲渡割額）（別表5-Cの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）は適法である。

(9) 本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成27年3月期において原告Bに賦課されるべき過少申告加算税の額は、別表7-Cのとおりであって、本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）により原告Bに賦課された過少申告加算税の金額（別表5-A「再更正処分等」欄）を上回る。

したがって、本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

(10) 本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）

前記5に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、平成26年3月課税期間において原告Bに賦課されるべき過少申告加算税の額は、本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）更正処分により納付すべき消費税等の合計税額23万0000円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-B④欄）に100分の10の割合を乗じて算出した2万3000円（別表7-B⑤欄）であり、本件B消費税等賦課決定処分（平成26年3月課税期間）により原告Bに賦課された過少申告加算税の金額（別表5-Cの「更正処分等」欄）と同額である。

したがって、本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）は適法である。

(11) 以上によれば、本件各処分（後続年分）はいずれも適法である。

第4 結論

よって、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 黒田 吉人

裁判官 山崎 岳志

(別紙)

指定代理人目録

水野 健太、市谷 諭史、東 正幸、古曾部 歩、岡本 和宏、石田 武史

以上

(別紙)

本件各処分（先行年分）及び本件各処分（後続年分）の根拠及び適法性

第1 本件A青色申告承認取消処分の適法性

1 法令の定め

法人税法121条は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた納税者に対し確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる旨（青色申告制度）を規定し、同法126条1項は、青色申告の承認を受けている法人が、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない旨を規定している。

また、同法127条1項は、青色申告の承認を受けた法人が同項各号いずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる旨規定し、同項3号は、取消しを行うことができる事由として、「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」と規定している。

2 本件への当てはめ

これを本件についてみると、原告Aは、平成20年9月期の帳簿書類に本件売買契約を仮装して記載したものであるから、法人税法127条1項3号に該当する。

よって、本件A青色申告承認取消処分は適法である。

第2 本件A各更正処分（先行年分）及び本件A各賦課決定処分（先行年分）の適法性

1 本件A各更正処分（先行年分）の適法性（別表2-A）

(1) 本件A更正処分（平成20年9月期）

ア 所得金額 7億7492万4907円

前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）及び（エ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告所得金額 0円

確定申告書（乙19・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

（イ）固定資産売却損の過大計上額 8億3647万8050円

原告Aは、平成20年9月期の確定申告において、本件売買契約による固定資産売却損8億3647万8050円を損金として計上しているが（乙17・5枚目、乙19・5枚目）、本件売買契約は仮装の取引であり、本件売買契約による前記固定資産売却損を損金として計上することはできないから、固定資産売却損が当該金額分だけ過大に算入されている。そこで、当該金額を所得金額に加算する。

（ウ）寄附金の損金不算入額 1045万5976円

確定申告書（乙19・3枚目）の「所得金額仮計」欄に記載された金額5億8969万3807円に、前記（イ）の金額を加算し、寄附金（法人税法37条）の損金算入限度額を再計算すると、1971万4648円となる。これを確定申告書（同）の「一般寄附金の損金算入限度額」欄に記載された金額925万8672円と比較すると、損金算入限度額が1045万5976円増加する（損金不算入額が1045万5976円減

少する)ため、当該金額を所得金額から減算する。

(エ) 繰越欠損金の損金算入額の増加額 5109万7167円

原告Aは、平成20年9月期の確定申告において、翌期へ繰り越す欠損金額として5109万7167円を計上しているが(乙19・1枚目)、前記(イ)のとおり所得金額が加算されることにより繰越欠損金の損金算入額が増加し、前記金額を平成20年9月期の損金に全額算入することが可能となるため、当該金額を所得金額から減算する。

イ 所得金額に対する法人税額 2億3183万7200円

前記金額は、前記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に対し、法人税法66条(平成20年法律第23号による改正前のもの。)に規定された税率を乗じたものである。

ウ 控除所得税額等 3223円

確定申告書(乙19・1枚目)の「控除税額の計算」「所得税の額等」欄に記載のとおり。

エ 納付すべき法人税額 2億3183万3900円

前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)である。

オ 既に納付の確定した法人税額 △3223円

確定申告書(乙19・1枚目)の「所得税額等の還付金額」欄に記載のとおり。

カ 差引納付すべき法人税額 2億3183万7100円

前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 0円

前記ア(エ)のとおり、原告Aが平成20年9月期の確定申告において翌期へ繰り越す欠損金としていた5109万7167円については、平成20年9月期の損金に全額算入することが可能となるため、翌期へ繰り越すこととなる欠損金額は0円である。

(2) 本件A更正処分(平成21年9月期)

ア 所得金額 △7億3480万0451円

前記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 △6億6068万3751円

確定申告書(乙26・1枚目)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

(イ) 未納事業税の損金算入額 7411万6700円

本件A更正処分(平成20年9月期)により増加した所得金額に係る未納事業税(地方税法4条2項2号)の額は7411万6700円であり、同額が平成21年9月期の損金の額に算入される。

イ 所得金額に対する法人税額 0円

前記金額は、前記アの所得金額に対応する法人税額である。

ウ 控除所得税額等 3638円

確定申告書(乙26・1枚目)の「控除税額の計算」「所得税の額等」欄に記載のとおり。

エ 納付すべき法人税額 △3638円

前記金額は、前記イの金額からウの金額を減算した金額である。

オ 既に納付の確定した法人税額 $\Delta 3638$ 円

確定申告書（乙26・1枚目）の「所得税額等の還付金額」欄に記載のとおり。

カ 差引納付すべき法人税額 0円

前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 0円

原告Aは、平成21年9月期の法人税の確定申告において、翌期へ繰り越す欠損金額として7億1178万0918円を計上しているが（乙26・1枚目）、本件A青色申告承認取消処分に伴い、欠損金の翌期以降への繰越しを認める法人税法57条1項を適用することができなくなるため（同条10項参照）、翌期へ繰り越す欠損金額は存在しないことになる。

(3) 本件A更正処分（平成22年9月期）

ア 所得金額 $\Delta 3577$ 万3966円

確定申告書（乙29・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

イ 所得金額に対する法人税額 0円

前記金額は、前記アの所得金額に対応する法人税額である。

ウ 控除所得税額等 3028円

確定申告書（乙29・1枚目）の「控除税額の計算」「所得税の額等」欄に記載のとおり。

エ 納付すべき法人税額 $\Delta 3028$ 円

前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額である。

オ 既に納付の確定した法人税額 $\Delta 3028$ 円

確定申告書（乙29・1枚目）の「所得税額等の還付金額」欄に記載のとおり。

カ 差引納付すべき法人税額 0円

前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 0円

原告Aは、平成22年9月期の法人税の確定申告において、翌期へ繰り越す欠損金として7億4755万4884円を計上しているが（乙29・1枚目）、本件A更正処分（平成21年9月期）と同様、本件A青色申告承認取消処分に伴い、翌期へ繰り越す欠損金額は存在しないことになる。

(4) 本件A更正処分（平成23年9月期）

ア 所得金額 996万7171円

前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算した金額である。

(ア) 申告所得金額 0円

確定申告書（乙30・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

(イ) 繰越欠損金の損金算入額の過大額 996万7171円

原告Aは、平成23年9月期の法人税の確定申告において、控除未済金額（平成22年9月期の法人税の確定申告において翌期へ繰り越す欠損金として計上していた金額）のうち996万7171円を平成23年9月期の控除額としているところ（乙30・3枚目）、前記（3）キのとおり、平成22年9月期から翌期へ繰り越す欠損金額は存在

しないため、繰越欠損金の損金算入額が前記金額分だけ過大となっている。そこで、当該金額を所得金額に加算する。

- イ 所得金額に対する法人税額 203万0100円
前記金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）に規定された税率（租税特別措置法42条の3の2（平成21年法律第13号により追加され、平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定を適用した後のもの。）を乗じたものである。
- ウ 控除所得税額等 2826円
確定申告書（乙30・1枚目）の「控除税額の計算」「所得税の額」欄に記載のとおり。
- エ 納付すべき法人税額 202万7200円
前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）である。
- オ 既に納付の確定した法人税額 △2826円
確定申告書（乙30・1枚目）の「所得税額等の還付金額」欄に記載のとおり。
- カ 差引納付すべき法人税額 203万0000円
前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）である。
- キ 翌期へ繰り越す欠損金額 0円
原告Aは、平成23年9月期の法人税の確定申告において、翌期へ繰り越す欠損金として7億3758万7713円を計上しているが（乙30・1枚目）、本件A更正処分（平成21年9月期）と同様、本件A青色申告承認取消処分に伴い、翌期へ繰り越すこととなる欠損金は存在しないことになる。
- (5) 本件A更正処分（平成24年9月期）
- ア 所得金額 6996万0295円
前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を減算した金額である。
- (ア) 申告所得金額 0円
確定申告書（乙31・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。
- (イ) 繰越欠損金の損金算入額の過大額 7063万3895円
原告Aは、平成24年9月期の法人税の確定申告において、控除未済金額（平成23年9月期の法人税の確定申告において翌期へ繰り越す欠損金として計上していた金額）のうち7063万3895円を平成24年9月期の控除額としているところ（乙31・3枚目）、前記（4）キのとおり、平成23年9月期から翌期へ繰り越す欠損金額は存在しないため、繰越欠損金の損金算入額が前記金額分だけ過大となっている。そこで、当該金額を所得金額に加算する。
- (ウ) 未納事業税の損金算入額 67万3600円
本件A更正処分（平成23年9月期）により増加した所得金額に係る未納事業税の額は67万3600円であり、平成24年9月期の損金に算入される。
- イ 所得金額に対する法人税額 2002万8000円

前記金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）に規定された税率（租税特別措置法42条の3の2（平成21年法律第13号により追加され、平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定を適用した後のもの。）を乗じたものである。

ウ 控除所得税額等 3234円

確定申告書（乙31・1枚目）の「控除税額の計算」欄の「所得税の額」欄に記載のとおり。

エ 納付すべき法人税額 2002万4700円

前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）である。

オ 既に納付の確定した法人税額 △3234円

確定申告書（乙31・1枚目）の「所得税額等の還付金額」欄に記載のとおり。

カ 差引納付すべき法人税額 2002万7900円

前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 0円

原告Aは、平成24年9月期の法人税の確定申告において、翌期へ繰り越す欠損金として6億6695万3818円を計上しているが（乙31・1枚目）、本件A更正処分（平成21年9月期）と同様、本件A青色申告承認取消処分に伴い、翌期へ繰り越すこととなる欠損金は存在しないことになる。

(6) 小括

以上のとおり、原告Aの前記各事業年度の法人税に係る所得の金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、本件A各更正処分（先行年分）における所得の金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額（別表1-Aの「更正処分等」欄）と同額であるから、本件A各更正処分（先行年分）はいずれも適法である。

2 本件A各賦課決定処分（先行年分）の適法性（別表3-A）

(1) 法令の定め

ア 過少申告加算税

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき通則法35条2項の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。

また、通則法65条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

そして、通則法65条4項は、前記修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎と

されていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、納付すべき税額から一定の金額を控除して計算する旨規定している。

イ 重加算税

通則法68条1項は、過少申告加算税を課する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき、納税申告書を提出していたときには、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計簿の基礎となるべき金額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

(2) 本件A重加算税賦課決定処分（平成20年9月期）

本件売買契約は原告らによって仮装されたものであるから、原告Aは、平成20年9月期の法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したと認められ、通則法68条1項に規定する重加算税を課する場合に該当する。

本件A更正処分（平成20年9月期）に伴って賦課される重加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額2億3183万円（前記1（1）カ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額8114万0500円である（通則法68条1項）。

(3) 本件A過少申告加算税賦課決定処分（平成23年9月期）

本件A更正処分（平成23年9月期）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額203万円（前記1（4）カ）に100分の10の割合を乗じて算出した20万3000円に、当該差引納付すべき法人税額203万円のうち50万円を超える部分に相当する税額153万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額7万6500円を加算した金額27万9500円である。

なお、本件A更正処分（平成23年9月期）に基づき原告Aが新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の法人税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

(4) 本件A過少申告加算税賦課決定処分（平成24年9月期）

本件A更正処分（平成24年9月期）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額2002万円（前記1（5）カ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した200万2000円に、当該差引納付すべき法人税額2002万7900円のうち50万円を超える部分に相当する税額1952万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額97万6000円を加算した金額297万8000円である。

なお、本件A更正処分（平成24年9月期）に基づき原告Aが新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の法人税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

(5) 小括

以上のとおり、本件A各更正処分（先行年分）に伴って原告Aに賦課されるべき重加算税及び過少申告加算税の金額は、本件A各賦課決定処分（先行年分）により原告Aに賦課された重加算税及び過少申告加算税の金額と同額であるから、本件A各賦課決定処分（先行年分）はいずれも適法である。

第3 本件B各更正処分（先行年分）及び本件B各賦課決定処分（先行年分）の適法性

1 本件B各法人税更正処分（先行年分）の適法性（別表2-B）

(1) 本件B法人税更正処分（平成21年3月期）

ア 所得金額 1122万0598円

前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算した金額である。

（ア）申告所得金額 1057万3798円

確定申告書（乙21・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

（イ）減価償却費の過大計上額 64万6800円

原告Bは、平成21年3月期の法人税の確定申告において本件建物の減価償却費64万6800円を損金として計上しているが（乙21・5枚目、乙23の1）、本件売買契約は仮装の取引であり、本件建物に係る前記減価償却費は、損金として計上することはできないから、減価償却費が当該金額分だけ過大となっている。そこで、当該金額を所得金額に加算する。

イ 所得金額に対する法人税額 272万6000円

前記金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）に規定された税率を乗じたものである。

ウ 既に納付の確定した法人税額 253万1900円

確定申告書（乙21・1枚目）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

エ 差引納付すべき法人税額 19万4100円

前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

(2) 本件B法人税更正処分（平成22年3月期）

ア 所得金額 872万0117円

前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告所得金額 767万3417円

確定申告書（乙27・1枚目）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載のとおり。

（イ）減価償却費の過大計上額 110万8800円

原告Bは、平成22年3月期の法人税の確定申告において、本件建物の減価償却費110万8800円を損金として計上しているが（乙23の2、乙27・3枚目）、本件売買契約は仮装の取引であり、本件建物に係る前記減価償却費は損金として計上することはできないから、減価償却費が当該金額分だけ過大に算入されている。そこで、当該金額を所得金額に加算する。

（ウ）未納事業税の損金算入額 6万2100円

本件B法人税更正処分（平成21年3月期）により増加した所得金額に係る未納事業税の額は6万2100円であり、平成22年3月期の損金に算入される。

- イ 所得金額に対する法人税額 165万6000円
前記金額は、前期アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条（平成23年法律第114号による改正前のもの。）に規定された税率（租税特別措置法42条の3の2（平成21年法律第13号により追加され、平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定を適用した後のもの。）を乗じたものである。
- ウ 既に納付の確定した法人税額 138万1100円
確定申告書（乙27・1枚目）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載のとおり。
- エ 差引納付すべき法人税額 27万4900円
前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

(3) 小括

以上のとおり、原告Bの平成21年3月期及び平成22年3月期の法人税に係る所得の金額及び納付すべき税額は、本件B各法人税更正処分（先行年分）における所得の金額及び納付すべき税額（別表1-Bの「更正処分等」欄）と同額であるから、本件B各法人税更正処分（先行年分）はいずれも適法である。

2 本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）の適法性（別表2-C）

- (1) 課税標準額 46億1972万8000円
確定申告書（乙22・1枚目）の「課税標準額」欄に記載のとおり。
- (2) 課税標準額に係る消費税額 1億8478万9120円
確定申告書（乙22・1枚目）の「消費税額」欄に記載のとおり。
- (3) 課税仕入れに係る支払対価の額 44億0858万6910円
原告Bは、平成20年3月課税期間の消費税等の確定申告において、課税仕入れに係る支払対価の額を本件売買契約による本件建物に係る支払対価の額2772万円を含む44億3630万6910円としているが（乙22・2枚目、乙24）、本件売買契約は仮装の取引であり、本件建物に係る消費税額を課税仕入れとして控除することはできないから、前記金額から本件建物に係る支払対価の額2772万円を差し引いた44億0858万6910円が課税仕入れに係る支払対価の額となる。
- (4) 課税仕入れに係る消費税額 1億6794万6168円
前記(3)の金額に105分の4を乗じて算出した額である。
- (5) 控除対象仕入税額 1億6643万8262円
前記(4)のうち、課税売上げにのみ要するものに係る金額である。
- (6) 納付すべき消費税額 1835万0800円
前記(2)の金額から、前記(5)の金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。）である。
- (7) 既に納付の確定した消費税額 1729万4800円
確定申告書（乙22・1枚目）の「差引税額⑨」欄に記載のとおり。
- (8) 差引納付すべき消費税額 105万6000円
前記(6)の金額から、前記(7)の金額を差し引いた後の金額である。

- (9) 納付すべき譲渡割額 458万7700円
地方消費税の課税標準である前記(6)の金額に100分の25を乗じた額である。
- (10) 既に納付の確定した譲渡割額 432万3700円
確定申告書(乙22・1枚目)の「納税額⑳」欄に記載のとおり。
- (11) 差引納付すべき譲渡割額 26万4000円
前記(9)の金額から、前記(10)の金額を差し引いた後の金額である。
- (12) 納付すべき消費税等の合計税額 132万0000円
前記(8)の金額と前記(11)の金額との合計金額である。

(13) 小括

以上のとおり、原告Bの平成21年3月課税期間の消費税等に係る控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は、本件B消費税等更正処分(平成21年3月課税期間)における控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額(別表1-Cの「更正処分等」欄)と同額であるから、本件B消費税等更正処分(平成21年3月課税期間)は適法である。

3 本件B各賦課決定処分(先行年分)の適法性(別表3-B、2-C)

(1) 本件B法人税重加算税賦課決定処分(平成21年3月期)

本件売買契約は原告らによって偽装されたものであり、本件建物に係る減価償却費は原告Bの損金に算入できないから、原告Bは、平成21年3月期の法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装し、その偽装したところに基づき納税申告書を提出したと認められ、通則法68条1項に規定する重加算税を課する場合に該当する。

本件B法人税更正処分(平成21年3月期)に伴って賦課される重加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額19万円(前記1(1)エ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額6万6500円である。

(2) 本件B法人税重加算税賦課決定処分(平成22年3月期)

本件売買契約は原告らによって偽装されたものであり、本件建物に係る減価償却費は原告Bの損金に算入できないから、原告Bは、平成22年3月期の法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装し、その偽装したところに基づき納税申告書を提出したと認められ、通則法68条1項に規定する重加算税を課する場合に該当する。

本件B法人税更正処分(平成22年3月期)に伴って賦課される重加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき法人税額27万円(前記1(2)エ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額9万4500円である。

(3) 本件B消費税等重加算税賦課決定処分(平成21年3月課税期間)

本件売買契約は原告らによって偽装されたものであり、本件建物に係る消費税額を控除対象仕入税額として控除することはできないから、原告Bは、平成21年3月課税期間の消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を偽装し、その偽装したところに基づき納税申告書を提出したと認められ、通則法68条1項に規定する重加

算税を課する場合に該当する。

本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）に伴って賦課される重加算税の額は、同更正処分により差引納付すべき消費税等の合計税額132万円（前記2（12））に100分の35の割合を乗じて算出した金額46万2000円である。

（4）小括

以上のとおり、本件B各法人税更正処分（先行年分）及び本件B消費税等更正処分（平成21年3月課税期間）に伴って賦課される重加算税の金額は、本件B各賦課決定処分（先行年分）により原告Bに賦課された重加算税の金額と同額であるから、本件B各賦課決定処分（先行年分）はいずれも適法である。

第4 本件A各更正処分等（後続年分・再処分及び裁決取消後）の適法性

1 本件土地建物に係る賃料収入及び各費用のうち、平成26年3月分以前のは原告Aに、同年4月分以後のものは原告Bにそれぞれ帰属すること

本件土地上に存する本件建物は、本件新賃貸借契約及び本件通信設備設置契約の目的物であり、その賃料はそれぞれ月額85万円及び3万円であったことに照らすと、本件土地建物の使用収益の重要部分は、S社からの本件建物賃料の収受であるから、本件土地建物の引渡しの時期は、本件建物賃料の収受者の移転をもって判断すべきである。

原告らは、平成26年4月分から賃料の振込口座が原告B名義の預金口座に変更になることを通知し、S社からの本件建物に係る賃料は、原告Aが平成26年3月分までを収受し、原告Bが、同年4月分以後を収受し、原告Bの平成27年3月期において当該賃料を「賃貸収入」勘定に計上していることに加え、原告Bが平成26年4月30日付けでL損保との間で本件建物に係る保険契約を締結したことからすると、本件土地建物は、平成26年4月1日をもって、原告Aから原告Bに引き渡されたものであるというべきである。

したがって、本件土地建物に係る賃料収入及び各費用のうち、平成26年3月分以前のものは原告Aに、同年4月分以後のものは原告Bに、それぞれ帰属することになる。

2 本件A各更正処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）の適法性

（1）本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）の適法性

ア 平成25年9月期（別表6-A）

（ア）所得金額（別表6-A⑥欄） 7003万8656円

前記金額は、次のaの金額にbないしdの金額を加算しeの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額（別表6-A①欄） 0円

前記金額は、原告Aの平成25年9月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である（乙86・1枚目）。

b 繰越欠損金の損金算入額の過大額（別表6-A②欄） 4246万0656円

前記金額は、原告Aが平成25年9月期の法人税の確定申告書において、欠損金の当期控除額として損金の額に算入した金額（乙86・1枚目・26欄）であるが、原告Aは、本件A青色申告承認取消処分により、平成20年9月期以後、青色申告の承認が取り消されており、平成25年9月期に繰り越される欠損金は存しないことから、平成25年9月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

c 過年度損益修正損の計上過大額（家賃収入）（別表6-A③欄）

2380万6700円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属するにもかかわらず、原告Aが平成25年9月期において過年度損益修正損として計上した平成22年4月ないし平成24年9月分の本件建物に係る賃料収入であり、原告Aの平成25年9月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

d 家賃収入の計上漏れ（別表6-A④欄）

1020万0000円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属する平成24年10月ないし平成25年9月分の本件建物に係るS社からの賃料収入であり、原告Aの平成25年9月期の法人税の所得金額の計算上、益金の額に算入される金額である。

e 事業税等の損金算入額（別表6-A⑤欄）

642万8700円

前記金額は、本件A更正処分（平成24年9月期）により増加した所得金額に対応する事業税等の金額であり、原告Aの平成25年9月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表6-A⑧欄）

1701万9690円

前記金額は、前記（ア）の所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対し、法人税法66条1項及び2項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）、租税特別措置法42条の3の2第1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）に規定された税率を乗じたものである。

(ウ) 控除所得税額等（別表6-A⑨欄）

0円

前記金額は、原告Aの平成25年9月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙86・1枚目）。

(エ) 納付すべき法人税額（別表6-A⑩欄）

1701万9600円

前記金額は、前記（イ）の金額から前記（ウ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額（別表6-A⑪欄）

0円

前記金額は、原告Aの平成25年9月期の法人税の確定申告書における「差引所得に対する法人税額」欄の金額である（乙86・1枚目）。

(カ) 差引納付すべき法人税額（別表6-A⑫欄）

1701万9600円

前記金額は、前記（エ）の金額から前記（オ）の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 翌期へ繰り越す欠損金額（別表6-A⑬欄）

0円

前記（ア）bのとおり、平成20年9月期以後、青色申告の承認が取り消されており、平成25年9月期に繰り越される欠損金は存しないことから、翌期へ繰り越す欠損金額は0円となる。

イ 平成26年9月期

原告らは、本件A法人税更正処分（平成26年9月期）のうち、翌期へ繰り越す欠損金額7億4951万4518円を下回る部分の取消しのみを求めているため、当該更正処分における翌期へ繰り越す欠損金額についての根拠のみを述べる。

前記ア（ア）bのとおり、平成20年9月期以後、青色申告の承認が取り消されており、平成26年9月期以降に繰り越される欠損金は存しないことから、翌期へ繰り越す欠損金額は0円となる。

ウ 平成27年9月期

原告らは、本件A法人税更正処分（平成27年9月期）のうち、翌期へ繰り越す欠損金額6億9353万4975円を下回る部分の取消しのみを求めているため、当該更正処分における翌期へ繰り越す欠損金額についての根拠のみを述べる。

前記ア（ア）bのとおり、平成20年9月期以後、青色申告の承認が取り消されており、平成27年9月期以降に繰り越される欠損金は存しないことから、翌期へ繰り越す欠損金額は0円となる。

エ 小括

以上のとおり、原告Aの平成25年9月期の法人税に係る所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額並びに平成26年9月期及び平成27年9月期の法人税に係る翌期へ繰り越す欠損金額は、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）におけるこれらの金額（平成25年9月期については別表4-Aの「再更正処分等」欄、平成26年9月期及び平成27年9月期については同表の「更正処分等欄」と同額であるから、本件A各法人税更正処分（後続年分・再処分後）（ただし、本件A法人税更正処分（平成26年9月期）及び本件A法人税更正処分（平成27年9月期）については、当該各更正処分のうち少なくとも翌期へ繰り越す欠損金額の部分）はいずれも適法である。

(2) 本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）の適法性

ア 課税標準法人税額（別表6-B①欄） 1701万9000円

前記金額は、前記（1）ア（イ）の法人税額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である（平成26年法律第10号による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）47条1項、2項）。

イ 復興特別法人税額（別表6-B②欄） 170万1900円

前記金額は、前記アの課税標準法人税額1701万9000円に復興財源確保法48条に規定された税率を乗じたものである。

ウ 控除税額（別表6-B③欄） 0円

前記金額は、原告Aの平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書（乙89）における「控除税額」欄の金額である。

エ 差引復興特別法人税額（別表6-B④欄） 170万1900円

前記金額は、前記イの復興特別法人税額から、前記ウの控除税額を控除した金額（通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

オ 既に納付の確定した復興特別法人税額（別表6-B⑤欄） 0円

前記金額は、原告Aの平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書における「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄に記載された金額である（乙89）。

カ 差引納付すべき復興特別法人税額（別表6-B⑥欄） 170万1900円

前記金額は、前記エの差引復興特別法人税額から、前記オの既に納付の確定した復興特別法人税額を差し引いた金額である。

キ 小括

以上のとおり、原告Aの平成25年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額は、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）における課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額（別表4-Bの「再更正処分等」欄）と同額であるから、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）は適法である。

(3) 本件A各消費税等更正処分（後続年分・裁決取消後）の適法性

ア 平成25年9月課税期間（別表6-C）

(ア) 課税標準額（別表6-C⑦欄） 9億8136万6000円

前記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

a 申告課税標準額（別表6-C①欄） 9億7165万2600円

前記金額は、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙90・2枚目）の「課税売上額（税抜き）」欄に記載された金額である。

b 家賃収入の計上漏れ（別表6-C②欄） 971万4285円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属する平成24年10月ないし平成25年9月分の本件建物に係るS社からの賃料収入（前記(1)ア(ア)dの税抜金額）であり、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額に算入される金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表6-C⑧欄） 3925万4640円

前記金額は、前記(ア)の金額に100分の4の税率を乗じて算定した金額である（消費税法（平成26年4月1日前の資産の譲渡等又は課税仕入れについては平成24年法律第68号による改正前のもの、同日以後の資産の譲渡等又は課税仕入れについては平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、各資産の譲渡等又は課税仕入れに対応する法律を指すものとする。929条）。

(ウ) 課税仕入れに係る支払対価の額（別表6-C⑩欄） 9億7576万6807円

前記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 課税仕入れに係る支払対価の額（申告額）（別表6-C⑨欄）

9億9957万3507円

前記金額は、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙90・2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に記載された金額である。

b 過年度損益修正損の計上過大額（家賃収入）（別表6-C⑩欄）

2380万6700円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属するにもかかわらず、原告Aが平成25年9月課税期間において過年度損益修正損として課税仕入れに係る支払対価の額に算入した平成22年4月ないし平成24年9月分の本件建物に係る賃料収入の額（前記(1)ア(ア)c）であり、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額には算入されない金額である。

なお、原告Aは、前記金額を課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

- (エ) 課税仕入れに係る消費税額 (別表6-C⑫欄) 3717万2068円
前記金額は、前記(ウ)の金額に105分の4を乗じて算出した額である。
- (オ) 控除対象仕入税額 (別表6-C⑬欄) 3601万0471円
前記金額は、平成25年9月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
- a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 3451万3961円
前記金額は、原告Aが平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額とした金額3542万0883円(乙90・2枚目・⑭欄)から、前記(ウ)bの金額2380万6700円に105分の4を乗じて算出した金額90万6922円を減算した金額である。
- b 課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額 149万6510円
前記金額は、原告Aが平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額とした金額164万7504円(乙90・2枚目・⑮欄)に課税売上割合90.835037パーセント(別表6-C⑯欄)を乗じて計算した金額である。
なお、前記課税売上割合は、原告Aが平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等の対価の額とした金額9億7165万2600円(乙90・2枚目・④欄)及び資産の譲渡等の対価の額とした金額10億7066万9356円(乙90・2枚目・⑦欄)に、前記(ア)bの金額971万4285円をそれぞれ加算したところにより算定した割合である。
- (カ) 納付すべき消費税額 (別表6-C⑰欄) 324万4100円
前記金額は、前記(イ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (キ) 既に納付の確定した消費税額 (別表6-C⑱欄) 195万0000円
前記金額は、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙90・1枚目)の「差引税額」欄に記載された金額である。
- (ク) 差引納付すべき消費税額 (別表6-C⑲欄) 129万4100円
前記金額は、前記(カ)の金額から前記(キ)の金額を差し引いた金額である。
- (ケ) 納付すべき譲渡割額 (別表6-C⑳欄) 81万1000円
前記金額は、地方消費税の課税標準である前記(カ)の金額に100分の25を乗じた金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの)である。
- (コ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表6-C㉑欄) 48万7500円
前記金額は、原告Aの平成25年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙90・1枚目)の「納税額」欄に記載された金額である。
- (サ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表6-C㉒欄) 32万3500円
前記金額は、前記(ケ)の金額から前記(コ)の金額を差し引いた金額である。

(シ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 6-C ㉓欄) 161万7600円
前記金額は、前記(ク)の金額と前記(サ)の金額を合計した金額である。

イ 平成26年9月課税期間 (別表 6-D、6-E)

(ア) 課税標準額 (別表 6-D ㉑「合計」欄) 7億2595万0000円
前記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

a 税率 4 パーセント適用分の課税標準額 (別表 6-D ㉑「税率 4%適用分」欄) 6億1498万2000円

前記金額は、次の (a) の金額に (b) 及び (c) の金額を加算し、(d) ないし (h) の金額を減算した金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

(a) 申告課税標準額 (別表 6-E ①「税率 4%適用分」欄) 6億3423万8391円

前記金額は、原告 A の平成 26 年 9 月課税期間の消費税等の確定申告書 (乙 9 1・3 枚目) の「課税売上額 (税抜き)」・「税率 4%適用分」欄に記載された金額である。

(b) 雑収入の減算過大額 (通信設備設置賃料) (別表 6-E ③「税率 4%適用分」欄) 4万2257円

前記金額は、原告 A が平成 26 年 9 月課税期間において誤って過大に課税標準額から減算していた本件通信設備設置契約に基づく賃料であり、原告 A の同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額に算入される金額である。

(c) 雑収入の計上漏れ (通信設備設置賃料) (別表 6-E ④「税率 4%適用分」欄) 25万5000円

前記金額は、前記 1 のとおり原告 A に帰属する本件通信設備設置契約に基づく平成 26 年 3 月分までの賃料であり、原告 A の平成 26 年 9 月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額に算入される金額である。

(d) 過年度損益修正益の計上過大額 (改修費用) (別表 6-E ⑥「税率 4%適用分」欄) 1428万5714円

前記金額は、前記 1 のとおり原告 A に帰属するにもかかわらず、原告 A が平成 26 年 9 月課税期間において過年度損益修正益として課税標準額の額に算入した平成 22 年 9 月期の本件建物に対する改修費用であり、原告 A の平成 26 年 9 月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

(e) 過年度損益修正益の計上過大額 (エレベーター保守料) (別表 6-E ⑦「税率 4%適用分」欄) 103万7000円

前記金額は、前記 1 のとおり原告 A に帰属するにもかかわらず、原告 A が平成 26 年 9 月課税期間において過年度損益修正益として課税標準額の額に算入した平成 20 年 9 月ないし平成 25 年 9 月分の本件建物に係るエレベーター保守料であり、原告 A の平成 26 年 9 月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

(f) 過年度損益修正益の計上過大額 (消防用設備点検料) (別表 6-E ⑧「税率 4%

適用分」欄) 104万0200円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属するにもかかわらず、原告Aが平成26年9月課税期間において過年度損益修正益として課税標準額の額に算入した平成26年3月分以前の本件建物に係る消防用設備点検料であり、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

(g) 過年度損益修正益の計上過大額(管理委託料収入)(別表6-E⑨「税率4%適用分」欄) 290万4761円

前記金額は、平成20年9月ないし平成25年9月分の本件建物に係る原告Bからの管理委託料収入について、原告Aが平成26年9月課税期間において過年度損益修正益として課税標準額に算入した金額であるが、前記1で述べたとおり、前記の期間において本件土地建物は原告Aに帰属しており、原告Bからの管理委託業務を受託していたとは認められないことから、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

(h) 雑収入の計上過大額(管理委託料収入)(別表6-E⑩「税率4%適用分」欄) 28万5714円

前記金額は、平成25年10月ないし平成26年3月分の本件建物に係る原告Bからの管理委託料収入について、原告Aが平成26年9月課税期間において雑収入として課税標準額に算入した金額であるが、前記(g)と同様、前記の期間において本件土地建物は原告Aに帰属しており、原告Bからの管理委託業務を受託していたとは認められないことから、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

b 税率6.3パーセント適用分の課税標準額(別表6-D⑦「税率6.3%適用分」欄) 1億1096万8000円

前記金額は、次の(a)の金額に(b)及び(c)の金額を加算した金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(a) 申告課税標準額(別表6-E①「税率6.3%適用分」欄) 8057万9325円

前記金額は、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙91・3枚目)の「課税売上額(税抜き)」・「税率6.3%適用分」欄に記載された金額である。

(b) 家賃収入の減算過大額(別表6-E②「税率6.3%適用分」欄) 472万2222円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属する平成26年3月分以前の本件建物に係るS社からの賃料収入であるにもかかわらず、原告Aが平成26年9月課税期間において課税標準額から減算していた金額であり、同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額に算入される金額である。

なお、原告Aは、前記賃料収入について、消費税率4パーセントが適用される平成26年4月1日以前の課税資産の譲渡等であるにもかかわらず、誤って消費税率6.

3パーセントが適用されるものとして前記減算を行っていた。

(c) 建物売却代金の計上漏れ(別表6-E⑤欄) 2566万6666円

前記金額は、前記1のとおり、原告Aから原告Bに本件土地建物を引き渡したと認められる平成26年4月1日を含む平成26年9月課税期間において原告Aの課税標準額に算入される本件建物の譲渡対価の額(税抜金額)である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表6-D⑧「合計」欄) 3159万0264円

前記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分の課税標準額に対する消費税額(別表6-D⑧「税率4%適用分」欄) 2459万9280円

前記金額は、前記(ア)aの金額に100分の4の税率を乗じて算定した金額である(消費税法29条)。

b 税率6.3パーセント適用分の課税標準額に対する消費税額(別表6-D⑧「税率6.3%適用分」欄) 699万0984円

前記金額は、前記(ア)bの金額に100分の6.3の税率を乗じて算定した金額である(消費税法29条)。

(ウ) 課税仕入れに係る支払対価の額(別表6-D⑪「合計」欄)

6億0088万2483円

前記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額(別表6-D⑪「税率4%適用分」欄) 5億6424万8004円

前記金額は、次の(a)の金額から(b)及び(c)の金額を減算し、(d)及び(e)の金額を加算した金額である。

(a) 課税仕入れに係る支払対価の額(申告額)(別表6-E⑬「税率4%適用分」欄) 5億8944万2364円

前記金額は、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙91・3枚目)の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」「税率4%適用分」欄に記載された金額である。

(b) 過年度損益修正損の計上過大額(家賃収入)(別表6-E⑭「税率4%適用分」欄) 2250万0000円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属するにもかかわらず、原告Aが平成26年9月課税期間において過年度損益修正損として課税仕入れに係る支払対価の額に算入した平成20年10月ないし平成22年3月分の本件建物に係るJ社からの賃料収入であり、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額には算入されない金額である。

なお、原告Aは、前記金額を課税資産の譲渡等にもよる課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

(c) 過年度損益修正損の過大計上額(通信設備設置賃料)(別表6-E⑮「税率4%適用分」欄) 292万6410円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属するにもかかわらず、原告Aが平成26年9月課税期間において過年度損益修正損として課税仕入れに係る支払対価の額

に算入した本件通信設備設置契約に基づく平成20年9月ないし平成25年9月分の賃料収入であり、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額には算入されない金額である。

なお、原告Aは、前記金額を課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

(d) 雑費の減算過大額（エレベーター保守料）（別表6-E⑩「税率4%適用分」欄） 21万4200円

前記金額は、原告Aが、平成26年9月課税期間において、雑費としての計上を取り消すことにより課税仕入れに係る支払対価の額から過大に減算した本件建物に係るエレベーター保守料であり、同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額に算入される金額である。

なお、原告Aは、前記エレベーター保守料について、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するところ、誤って課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額として前記減算を行っていた。

(e) 雑費の計上漏れ（エレベーター保守料）（別表6-E⑪「税率4%適用分」欄） 1万7850円

前記金額は、前記1のとおり原告Aに帰属する平成26年3月分以前の本件建物に係るエレベーター保守料であり、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額に算入される金額である。

なお、前記金額は、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額である。

b 税率6.3パーセント適用分の課税仕入れに係る支払対価の額（別表6-D⑩「税率6.3%適用分」欄） 3663万4479円

前記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を減算した金額である。

(a) 課税仕入れに係る支払対価の額（申告額）（別表6-E⑬「税率6.3%適用分」欄） 3676万2999円

前記金額は、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙91・3枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」「税率6.3%適用分」欄に記載された金額である。

(b) 雑費の計上過大額（エレベーター保守料）（別表6-E⑫「税率6.3%適用分」欄） 12万8520円

前記金額は、原告Aが平成26年9月課税期間において雑費として課税仕入れに係る支払対価の額に算入した本件建物に係るエレベーター保守料のうち、前記1のとおり原告Aに帰属しない平成26年4月以降の費用であり、同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額に算入されない金額である。

なお、原告Aは、前記金額を課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

(エ) 課税仕入れに係る消費税額（別表6-D⑭「合計」欄） 2363万2173円

前記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

- a 税率4パーセント適用分の課税仕入れに係る消費税額（別表6-D⑫「税率4%適用分」欄）
2149万5162円
前記金額は、前記（ウ）aの金額に105分の4を乗じて算出した額である。
- b 税率6.3パーセント適用分の課税仕入れに係る消費税額（別表6-D⑫「税率6.3%適用分」欄）
213万7011円
前記金額は、前記（ウ）bの金額に108分の6.3を乗じて算出した額である。
- (オ) 控除対象仕入税額（別表6-D⑬「合計」欄）
2286万1004円
前記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。
- a 税率4パーセント適用分の控除対象仕入税額（別表6-D⑬「税率4%適用分」欄）
2096万6675円
前記金額は、平成26年9月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、次の（a）の金額に（b）の金額を加算した金額である。
- (a) 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額
2005万8584円
前記金額は、原告Aが平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額とした金額2101万9049円（乙91・3枚目・⑭「税率4%適用分」欄）から、前記（ウ）a（b）及び（c）の金額の合計額から同（d）の金額を差し引いた金額2521万2210円に105分の4を乗じて算出した金額（96万0465円）を減算した金額である。
- (b) 課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額
90万8091円
前記金額は、原告Aが平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額とした金額110万2175円（乙91・3枚目・⑮「税率4%適用分」欄）に前記（ウ）a（e）の金額1万7850円に105分の4を乗じて算出した金額（680円）を加算した金額110万2855円に課税売上割合82.340021パーセント（別表6-D⑬欄）を乗じて計算した金額である。
なお、前記課税売上割合は、原告Aが平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等の対価の額とした金額7億1481万7716円（乙91・3枚目・④「合計」欄）に、前記（ア）a（b）及び（c）並びに同b（b）及び（c）の金額の合計額から同a（d）ないし（h）の金額の合計額を差し引いた金額1113万2756円（別表6-D②「合計」欄）を加算し、また、同確定申告書において資産の譲渡等の対価の額とした金額7億7391万6850円（乙91・3枚目・⑦「合計」欄）に、前記1113万2756円（別表6-D②「合計」欄）及び平成26年4月1日に原告Aから原告Bに対して譲渡された本件土地の譲渡対価の額9660万円を加算したところにより算定した割合である。
- b 税率6.3パーセント適用分の控除対象仕入税額（別表6-D⑬「税率6.3%適用分」欄）
189万4329円
前記金額は、平成26年9月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、次の（a）の金額に（b）の金額を加算した金

額である。

(a) 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 116万8609円

前記金額は、原告Aが平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額とした金額(乙91・3枚目・⑭「税率6.3%適用分」欄)である。

(b) 課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額 72万5720円

前記金額は、原告Aが平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額とした金額88万8867円(乙91・3枚目・⑮「税率6.3%適用分」欄)から前記(ウ) b (b) の金額12万8520円に108分の6.3を乗じて算出した金額7497円を差し引いた金額88万1370円に課税売上割合82.340021パーセント(別表6-D⑥欄)を乗じて計算した金額である。

なお、前記課税売上割合については、前記 a (b) と同様である。

(カ) 納付すべき消費税額(別表6-D⑰「合計」欄) 872万9200円

前記金額は、次の a 及び b の金額の合計額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

a 税率4パーセント適用分の差引消費税額(別表6-D⑰「税率4%適用分」欄)

363万2605円

前記金額は、前記(イ) a の金額から前記(オ) a の金額を差し引いた金額である。

b 税率6.3パーセント適用分の差引消費税額(別表6-D⑰「税率6.3%適用分」欄)

509万6655円

前記金額は、前記(イ) b の金額から前記(オ) b の金額を差し引いた金額である。

(キ) 既に納付の確定した消費税額(別表6-D⑱「合計」欄) 641万9300円

前記金額は、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書(乙91・1枚目)の「差引税額」欄に記載された金額である。

(ク) 差引納付すべき消費税額(別表6-D⑲「合計」欄) 230万9900円

前記金額は、前記(カ) の金額から前記(キ) の金額を差し引いた金額である。

(ケ) 納付すべき譲渡割額(別表6-D⑳「合計」欄) 228万3400円

前記金額は、次の a 及び b の金額の合計額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの)である。

a 税率4パーセント適用分の譲渡割額(別表6-D⑳「税率4%適用分」欄)

90万8151円

前記金額は、地方消費税の課税標準である前記(カ) a の金額に100分の25を乗じた金額である。

b 税率6.3パーセント適用分の譲渡割額(別表6-D⑳「税率6.3%適用分」欄)

137万5287円

前記金額は、地方消費税の課税標準である前記(カ) b の金額に63分の17を乗じた金額である。

(コ) 既に納付の確定した譲渡割額(別表6-D㉑「合計」欄) 166万6000円

前記金額は、原告Aの平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書（乙91・1枚目）の「納税額」欄に記載された金額である。

(サ) 差引納付すべき譲渡割額（別表6-D②「合計」欄） 61万7400円

前記金額は、前記（ケ）の金額から前記（コ）の金額を差し引いた金額である。

(シ) 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表6-D③「合計」欄）

292万7300円

前記金額は、前記（ク）の金額と前記（サ）の金額を合計した金額である。

ウ 小括

以上のとおり、原告Aの平成25年9月課税期間及び平成26年9月課税期間の消費税に係る課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額（譲渡割額）は、本件A消費税等更正処分（後続年分・裁決取消後）における課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額（譲渡割額）（平成25年9月課税期間については別表4-Cの「更正処分等」欄、平成26年9月課税期間については別表4-Cの「裁決」欄）と同額であるから、本件A消費税等更正処分（後続年分・裁決取消後）はいずれも適法である。

(4) 小括

以上のとおり、本件A各更正処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）（ただし、本件A法人税更正処分（平成26年9月期）及び本件A法人税更正処分（平成27年9月期）については、当該各更正処分のうち少なくとも翌期へ繰り越す欠損金額の部分）はいずれも適法である。

3 本件A各賦課決定処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）の適法性

(1) 過少申告加算税の法令の規定

前記第2の2（1）アと同様である。

(2) 本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期・再処分後）の適法性（別表6-F）

本件A法人税更正処分（平成25年9月期・再処分後）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき法人税額1701万円（前記2（1）ア（カ）。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-F②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した170万1000円（別表6-F⑥欄）に、当該納付すべき法人税額1701万9600円から50万円を差し引いた後の金額1651万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-F③欄）に100分の5の割合を乗じて算出した金額82万5500円（別表6-F⑦欄）を加算した金額252万6500円（別表6-F⑧欄）である。

以上のとおり、本件A法人税更正処分（平成25年9月期・再処分後）に伴って原告Aに賦課されるべき過少申告加算税の額は、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期・再処分後）により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額（別表4-A「再更正処分等」欄）と同額である。

また、本件A法人税更正処分（平成25年9月期・再処分後）に基づき、原告Aが新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の法人税額の計

算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件A法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月期・再処分後）は適法である。

(3) 本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）の適法性（別表6-G）

本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき復興特別法人税額170万円（前記2(2)カ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-G②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した17万円（別表6-G⑥欄）に、当該納付すべき復興特別法人税額170万から50万円を差し引いた後の金額120万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-G③欄）に100分の5の割合を乗じて算出した金額6万円（別表6-G⑦欄）を加算した金額23万円（別表6-G⑧欄）である。

以上のとおり、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）に伴って原告Aに賦課されるべき過少申告加算税の額は、本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額（別表4-B「再更正処分等」欄）と同額である。

また、本件A復興特別法人税更正処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）に基づき、原告Aが新たに納付すべき復興特別法人税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の復興特別法人税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件A復興特別法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税事業年度・再処分後）は適法である。

(4) 本件A各消費税等過少申告加算税賦課決定処分（後続年分・裁決取消後）の適法性

ア 本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成25年9月課税期間）の適法性（別表6-C）

本件A消費税等更正処分（平成25年9月課税期間）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき消費税等の合計税額161万円（前記2(3)ア(シ)。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-C⑭欄）に100分の10の割合を乗じて算出した16万1000円（別表6-C⑮欄）である。

イ 本件A消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年9月課税期間・裁決取消後）の適法性（別表6-D）

本件A消費税等更正処分（平成26年9月課税期間・裁決取消後）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき消費税等の合計税額292万円（前記2(3)イ(シ)。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表6-D⑭欄）に100分の10の割合を乗じて算出した29万2000円（別表6-D⑮欄）である。

ウ 小括

以上のとおり、本件A各消費税等更正処分（後続年分・裁決取消後）に伴って原告Aに賦課されるべき各過少申告加算税の金額は、本件A各消費税等賦課決定処分（後続年分・裁決取消後）により原告Aに賦課された過少申告加算税の金額（平成25年9月課税期間については別表4-Cの「更正処分等」欄、平成26年9月課税期間については同表の「裁決」欄）と同額である。

また、本件A各消費税等更正処分（後続年分・裁決取消後）に基づき原告Aが新たに納付すべき消費税等の合計税額の計算の基礎となった事実のうちに、同各更正処分前の消費税等の合計税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件A各消費税等賦課決定処分（後続年分・裁決取消後）は適法である。

(5) 小括

以上のとおり、本件A各賦課決定処分（後続年分・再処分及び裁決取消後）はいずれも適法である。

第5 本件B各更正処分等（後続年分・再処分後）の適法性

- 1 本件土地建物に係る賃料収入及び各費用のうち、平成26年3月分以前のは原告Aに、同年4月分以後のは原告Bにそれぞれ帰属すること

本件土地建物は平成26年4月1日に引渡しが行われたと認められることから、本件土地建物に係る賃料収入及び各費用のうち、平成26年3月以前のは原告Aに、同年4月分以後のは原告Bにそれぞれ帰属することになる。

- 2 本件B各更正処分（後続年分・再処分後）について

(1) 本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）の適法性（別表7-A）

ア 所得金額（別表7-A⑮欄） 3121万2904円

前記金額は、次の（ア）の金額に（イ）ないし（ク）の金額を加算し、（ケ）ないし（シ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告所得金額（別表7-A①欄） 945万7084円

前記金額は、原告Bの平成27年3月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である（乙93・1枚目）。

（イ）減価償却費の計上過大額（本件建物及び改修費用）（別表7-A②欄）

208万6665円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、平成27年3月期において、原告Bが、平成22年9月期に原告Aが行った本件建物に対する改修費用（資本的支出）に係る減価償却費を計上したものであり、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

（ウ）過年度損益修正損の計上過大額（固定資産税）（別表7-A③欄）

1244万4200円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成27年3月期に過年度損益修正損として計上した平成26年3月以前の本件土地建物に係る固定資産税の額であり、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

（エ）租税公課の計上過大額（固定資産税）（別表7-A④欄）

113万3700円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成27年3月期に租税公課として計上した平成26年3月以前の本件土地建物に係る固定資産税の額であり、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

(オ) 過年度損益修正損の計上過大額（エレベーター保守料）（別表7-A⑤欄）

119万5950円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成27年3月期に過年度損益修正損として計上した平成26年3月以前の本件建物に係るエレベーター保守料の額であり、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

(カ) 過年度損益修正損の計上過大額（消防用設備点検料）（別表7-A⑥欄）

109万2210円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成27年3月期に過年度損益修正損として計上した平成26年3月以前の本件建物に係る消防用設備点検料の額であり、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

(キ) 過年度損益修正損の計上過大額（管理委託料）（別表7-A⑦欄）

335万0000円

前記金額は、平成20年9月ないし平成26年3月分の本件建物に係る原告Aに対する管理委託料について、原告Bが平成27年3月期に過年度損益修正損として計上した金額であるが、前記1で述べたとおり、前記の期間において本件土地建物は原告Aに帰属しており、原告Bが原告Aに対して管理委託を行ったとは認められないことから、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、損金の額には算入されない金額である。

(ク) 受贈益の計上漏れ（別表7-A⑧欄）

3178万4750円

前記金額は、原告Aと原告Bが平成26年8月10日付けで締結した「未精算金の支払に関する合意書」に基づき、平成20年9月分ないし平成26年3月分の本件建物に係る家賃収入等と費用等の精算金として、平成26年8月28日付けで、原告Bが原告Aから支払を受けた3578万4750円から預り保証金400万円を差し引いた金額であるが、前記1で述べたとおり、前記の期間において本件土地建物は原告Aに帰属しており、原告Bが当該金額を受領する合理的な理由も認められないことから、原告Aからの対価性のない金銭の贈与に該当し、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、受贈益として益金の額に算入される金額である。

(ケ) 過年度損益修正益の計上過大額（改修費用に係る減価償却費）（別表7-A⑩欄）

250万5000円

前記金額は、原告Bが平成26年3月期に誤って二重計上した本件建物に対する改修費用（資本的支出）に係る減価償却費について、平成27年3月期において過年度損益修正益として計上したものであるが、当該過年度損益修正益は、平成26年3月期に計上した減価償却費を修正するものであるため、原告Bの平成27年3月期の法人税の所得金額の計算上、益金の額には算入されない金額である。

(コ) 過年度損益修正益の計上過大額 (賃料収入) (別表 7-A⑪欄)

2250万0000円

前記金額は、前記 1 のとおり原告 B に帰属しないにもかかわらず、原告 B が平成 27 年 3 月期に過年度損益修正益として計上した平成 20 年 10 月ないし平成 22 年 3 月分の本件建物に係る家賃収入であり、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税の所得金額の計上、益金の額には算入されない金額である。

(サ) 過年度損益修正益の計上過大額 (通信設備設置賃料) (別表 7-A⑫欄)

329万3610円

前記金額は、前記 1 のとおり原告 B に帰属しないにもかかわらず、原告 B が平成 27 年 3 月期に過年度損益修正益として計上した平成 26 年 3 月分以前の本件通信設備設置契約に基づく賃料収入であり、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税の所得金額の計上、益金の額には算入されない金額である。

(シ) 繰越欠損金の損金算入額 (別表 7-A⑬欄)

303万3045円

前記金額は、本件 B 法人税更正処分 (平成 26 年 3 月期) により増加する平成 27 年 3 月期において控除できる繰越欠損金の額であり、平成 27 年 3 月期の法人税の計上、損金の額に算入される。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表 7-A⑭欄)

711万9060円

前記金額は、前記アの所得金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) に対し、法人税法 66 条 1 項及び 2 項、租税特別措置法 42 条の 3 の 2 第 1 項に規定された税率を乗じたものである。

ウ 控除所得税額等 (別表 7-A⑮欄)

0円

前記金額は、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である (乙 93・1 枚目)。

エ 納付すべき法人税額 (別表 7-A⑯欄)

711万9000円

前記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

オ 既に納付の確定した法人税額 (別表 7-A⑰欄)

157万1500円

前記金額は、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税の確定申告書における「差引所得に対する法人税額」欄の金額である (乙 93・1 枚目)。

カ 差引納付すべき法人税額 (別表 7-A⑱欄)

554万7500円

前記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表 7-A⑲欄)

0円

前記金額は、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税の確定申告書における「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄の金額である (乙 93・1 枚目)。

ク 小括

以上のとおり、原告 B の平成 27 年 3 月期の法人税に係る所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、いずれも本件 B 法人税更正処分 (平成 27 年 3 月期・再処分後) における所得金額、納付すべき法人税額及び翌期へ繰り越す欠損金額 (別表 5-A の「再更正処分等」欄) を上回るか同額であるから、本件 B 法人税更正処

分（平成27年3月期・再処分後）は適法である。

(2) 本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）の適法性（別表7-B）

ア 課税標準額（別表7-B⑦欄） 30億9982万6000円

前記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を減算した金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（ア）申告課税標準額（別表7-B①欄） 31億0954万0650円

前記金額は、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書（乙95・2枚目）の「課税売上額（税抜き）」欄に記載された金額である。

（イ）家賃収入の計上過大額（別表7-B②欄） 971万4285円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成26年3月課税期間において課税標準額に算入した平成26年3月分以前の本件建物に係るS社からの家賃収入であり、原告Bの同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税標準額には算入されない金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表7-B⑧欄） 1億2399万3040円

前記金額は、前記アの金額に100分の4の税率を乗じて算定した金額である（消費税法29条）。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額（別表7-B⑩欄） 29億4057万2431円

前記金額は、次の（ア）の金額から（イ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告課税仕入れに係る支払対価の額（別表7-B⑨欄）

29億5557万2431円

前記金額は、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書（乙95・2枚目）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に記載された金額である。

（イ）本件建物の改修費用の計上過大額（別表7-B⑩欄） 1500万0000円

前記金額は、前記1のとおり原告Bに帰属しないにもかかわらず、原告Bが平成26年3月課税期間において課税仕入れに係る支払対価の額に算入した、平成22年9月期に原告Aが行った本件建物に対する改修費用であり、原告Bの同課税期間の消費税等の納付税額の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額には算入されない金額である。

なお、原告Bは、前記金額を課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

エ 課税仕入れに係る消費税額（別表7-B⑫欄） 1億1202万1806円

前記金額は、前記ウの金額に105分の4を乗じて算出した額である。

オ 控除対象仕入税額（別表7-B⑬欄） 1億0871万6965円

前記金額は、平成26年3月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算した金額である。

（ア）課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 1億0624万4983円

前記金額は、原告Bが平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額とした金額1億0681万6412円（乙95・2枚目・⑭欄）から、前記ウ（イ）の金額1500万円に105分の4を乗じて算出した金額57万1429円を減算した金額である。

(イ) 課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額 247万1982円

前記金額は、原告Bが平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額とした金額440万0792円(乙95・2枚目・⑮欄)に課税売上割合56.171315パーセント(別表7-B⑥欄)を乗じて計算した金額である。

なお、前記課税売上割合は、原告Bが平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書において課税資産の譲渡等の対価の額とした金額31億0954万0650円(乙95・2枚目・④欄)及び資産の譲渡等の対価の額とした金額55億2823万6259円(乙95・2枚目・⑦欄)から、前記ア(イ)の金額971万4285円をそれぞれ減算したところにより算定した割合である。

カ 納付すべき消費税額(別表7-B⑰欄) 1527万6000円

前記金額は、前記イの金額から前記オの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

キ 既に納付の確定した消費税額(別表7-B⑱欄) 1508万9800円

前記金額は、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書(乙95・1枚目)の「差引税額」欄に記載された金額である。

ク 差引納付すべき消費税額(別表7-B⑲欄) 18万6200円

前記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた金額である。

ケ 納付すべき譲渡割額(別表7-B⑳欄) 381万9000円

前記金額は、地方消費税の課税標準である前記カの金額に100分の25を乗じた金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの)である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額(別表7-B㉑欄) 377万2400円

前記金額は、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税等の確定申告書(乙95・1枚目)の「納税額」欄に記載された金額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額(別表7-B㉒欄) 4万6600円

前記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別表7-B㉓欄) 23万2800円

前記金額は、前記クの金額と前記サの金額を合計した金額である。

ス 小括

以上のとおり、原告Bの平成26年3月課税期間の消費税に係る課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額(譲渡割額)は、本件B消費税等更正処分(平成26年3月課税期間)における課税標準額、控除対象仕入税額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額(譲渡割額)(別表5-Cの「更正処分等」欄)と同額であるから、本件B消費税等更正処分(平成26年3月課税期間)は適法である。

(3) 小括

以上のとおり、本件B各更正処分(後続年分・再処分後)はいずれも適法である。

3 本件B各賦課決定処分(後続年分・再処分後)の適法性

(1) 本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）の適法性（別表7-C）

本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき法人税額554万（前記2（1）カ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-C②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した55万4000円（別表7-C⑥欄）に、当該納付すべき法人税額554万7500円から原告Bの平成27年3月期の法人税の確定申告書（乙93・1枚目）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額157万1500円を差し引いた後の金額397万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-C③欄）に100分の5の割合を乗じて算出した金額19万8500円（別表7-C⑦欄）を加算した金額75万2500円（別表7-C⑧欄）である。

以上のとおり、本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）に伴って原告Bに賦課されるべき過少申告加算税の額は、本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）により原告Bに賦課された過少申告加算税の金額（別表5-A「再更正処分等」欄）を上回る。

また、本件B法人税更正処分（平成27年3月期・再処分後）に基づき、原告Bが新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の法人税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件B法人税過少申告加算税賦課決定処分（平成27年3月期・再処分後）は適法である。

(2) 本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）の適法性（別表7-B）

本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により納付すべき消費税等の合計税額23万0000円（前記2（2）シ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-B⑭欄）に100分の10の割合を乗じて算出した2万3000円（別表7-B⑮欄）であり、本件B消費税等賦課決定処分（平成26年3月課税期間）により原告Bに賦課された過少申告加算税の金額（別表5-Cの「更正処分等」欄）と同額である。

また、本件B消費税等更正処分（平成26年3月課税期間）に基づき原告Bが新たに納付すべき消費税等の合計税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前の消費税等の合計税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件B消費税等過少申告加算税賦課決定処分（平成26年3月課税期間）は適法である。

(3) 小括

以上のとおり、本件B各賦課決定処分（後続年分・再処分後）はいずれも適法である。

以上

原告 A 課税の経緯 (法人税)

【単位：円】

事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成20年9月期	年月日	平成20年12月1日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	0	774,924,907	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	△ 3,223	231,833,900				
	重加算税の額		81,140,500				
	翌期へ繰り越す欠損金額	51,097,167					
平成21年9月期	年月日	平成21年11月30日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	△ 660,683,751	△ 734,800,451	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	△ 3,638	△ 3,638				
	翌期へ繰り越す欠損金額	711,780,918					
平成22年9月期	年月日	平成22年11月30日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	△ 35,773,966	△ 35,773,966	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	△ 3,028	△ 3,028				
	翌期へ繰り越す欠損金額	747,554,884					
平成23年9月期	年月日	平成23年11月30日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	0	9,967,171	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	△ 2,826	2,027,200				
	過少申告加算税の額		279,500				
	翌期へ繰り越す欠損金額	737,587,713					
平成24年9月期	年月日	平成24年11月29日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	0	69,960,295	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	△ 3,234	20,024,700				
	過少申告加算税の額		2,978,000				
	翌期へ繰り越す欠損金額	666,953,818					
平成23年9月期	年月日		平成26年7月9日	平成26年8月27日		平成26年9月3日	平成27年5月26日
	過少申告加算税の額		279,500	全部取消し		全部取消し	棄却
平成24年9月期	年月日		平成26年7月9日	平成26年8月27日		平成26年9月3日	平成27年5月26日
	過少申告加算税の額		2,978,000	全部取消し		全部取消し	棄却

(注1) 「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

(注2) 「納付すべき法人税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

原告 B 課税の経緯 (法人税)

【単位：円】

事業 年度	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目						
平成 21 年 3 月 期	年月日	平成21年6月1日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	10,573,798	11,220,598	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	2,531,900	2,726,000				
	重加算税の額		66,500				
平成 22 年 3 月 期	年月日	平成22年5月31日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	所得金額	7,673,417	8,720,117	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	納付すべき法人税額	1,381,100	1,656,000				
	重加算税の額		94,500				

原告 B 課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

事業 年度	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成 21 年 3 月 課 税 期 間	年月日		平成21年6月1日	平成25年11月29日	平成26年1月28日	平成26年4月25日	平成26年5月26日	平成27年5月26日
	消費税	課税標準額	4,619,728,000	4,619,728,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		消費税額	184,789,120	184,789,120				
		控除対象仕入税額	167,494,262	166,438,262				
		納付すべき消費税額	17,294,800	18,350,800				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	17,294,800	18,350,800				
		納付すべき地方消費税額	4,323,700	4,587,700				
	重加算税の額			462,000				

原告 A 各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額

【単位：円】

区分 項目		平成20年9月期	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期	
申告所得金額		1	0	△ 660,683,751	△ 35,773,966	0	0
加算	固定資産売却損の過大計上額	2	836,478,050	—	—	—	—
	繰越欠損金の損金算入額の過大額	3	—	—	—	9,967,171	70,633,895
減算	寄附金の損金不算入額	4	10,455,976	—	—	—	—
	未納事業税の損金算入額	5	—	74,116,700	—	—	673,600
	繰越欠損金の損金算入額の増加額	6	51,097,167	—	—	—	—
所得金額 (1+(2+3)-(4~6))		7	774,924,907	△ 734,800,451	△ 35,773,966	9,967,171	69,960,295
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)		8	774,924,000	0	0	9,967,000	69,960,000
法人税額		9	231,837,200	0	0	2,030,100	20,028,000
控除所得税額等		10	3,223	0	0	2,826	3,234
還付所得税額等		11	0	3,638	3,028	0	0
納付すべき法人税額 (9-10-11、百円未満の端数切捨て)		12	231,833,900	△ 3,638	△ 3,028	2,027,200	20,024,700
既に納付の確定した法人税額		13	△ 3,223	△ 3,638	△ 3,028	△ 2,826	△ 3,234
差引納付すべき法人税額 (12-13)		14	231,837,100	0	0	2,030,000	20,027,900
翌期へ繰り越す欠損金額		15	0	0	0	0	0

(注1) 「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

(注2) 「納付すべき法人税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

原告 B 各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額

【単位：円】

区分 項目			平成21年3月期	平成22年3月期
	申告所得金額	1	10,573,798	7,673,417
加算	減価償却費の過大計上額	2	646,800	1,108,800
減算	未納事業税の損金算入額	3	—	62,100
	所得金額 (1+2-3)	4	11,220,598	8,720,117
	課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)	5	11,220,000	8,720,000
	法人税額	6	2,726,000	1,656,000
	既に納付の確定した法人税額	7	2,531,900	1,381,100
	差引納付すべき法人税額 (8-9)	8	194,100	274,900

原告 B 平成21年 3 月課税期間の消費税等の合計税額

【単位：円】

項目		課税期間	平成21年 3 月課税期間
	課税標準額 (千円未満切捨て)	1	4,619,728,000
	課税標準に対する消費税額 (1×4/100)	2	184,789,120
	課税仕入れに係る支払対価の額 (更正処分前・税込み)	3	4,436,306,910
減算	本件建物に係る支払対価の額	4	27,720,000
	差引課税仕入れに係る支払対価の額 (3 - 4)	5	4,408,586,910
	課税仕入れに係る消費税額 (5×4/105)	6	167,946,168
	控除対象仕入税額	7	166,438,262
	納付すべき消費税額 (2 - 7) (100円未満切捨て)	8	18,350,800
	既に納付の確定した消費税額	9	17,294,800
	差引納付すべき消費税額 (8 - 9)	10	1,056,000
	納付すべき譲渡割額 (8×0.25) (100円未満切捨て)	11	4,587,700
	既に納付の確定した譲渡割額	12	4,323,700
	差引納付すべき譲渡割額 (8 - 9)	13	264,000
	納付すべき消費税等の合計税額 (10+13)	14	1,320,000
	重加算税の額 (14×35%)	15	462,000

別表 3-A、別表 3-B、別表 4-B、別表 5-B、別表 6-B、別表 6-F、別表 6-G、別表 7-C 省略

原告A 課税の経緯（法人税）

【単位：円】

事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	審査請求	再更正処分等	裁決
平成25年9月期	年月日	平成25年12月2日	平成28年11月8日	平成29年2月3日	平成29年10月31日	平成30年1月12日
	所得金額	0	76,467,356	全部取消し	70,038,656	棄却
	納付すべき法人税額	0	18,659,000		17,019,600	
	欠損金の当期控除額	42,460,656	0		0	
	翌期へ繰り越す欠損金額	624,493,162	0		0	
	過少申告加算税の額		2,772,500		2,526,500	
平成26年9月期	年月日	平成26年11月28日	平成28年11月8日		平成29年2月3日	
	所得金額	△ 125,021,356	△ 966,773,454	棄却		
	納付すべき法人税額	0	0			
	欠損金の当期控除額	0	0			
	翌期へ繰り越す欠損金額	749,514,518	0			
	過少申告加算税の額					
平成27年9月期	年月日	平成27年11月30日	平成28年11月8日		平成29年2月3日	全部取消し
	所得金額	0	△ 55,839,543	棄却		
	納付すべき法人税額	0	0			
	欠損金の当期控除額	55,979,543	0			
	翌期へ繰り越す欠損金額	693,534,975	0			
	過少申告加算税の額					

(注)「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

原告 A 課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

課税 期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
	項目					
平成 25年 9月 課税 期間	年月日		平成25年12月2日	平成28年11月8日	平成29年2月3日	平成30年1月12日
	消費税	課税標準額	971,652,000	981,366,000	全部取消し	棄却
		消費税額	38,866,080	39,254,640		
		控除対象仕入税額	36,916,023	36,010,471		
		納付すべき消費税額	1,950,000	3,244,100		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	1,950,000	3,244,100		
		納付すべき地方消費税額	487,500	811,000		
	過少申告加算税の額			161,000		
平成 26年 9月 課税 期間	年月日		平成26年11月28日	平成28年11月8日		
	消費税	課税標準額	714,817,000	731,534,000	全部取消し	725,950,000
		消費税額	30,445,997	31,922,276		31,590,264
		控除対象仕入税額	24,026,655	23,069,010		22,861,004
		納付すべき消費税額	6,419,300	8,853,200		8,729,200
	地方消費税	課税標準となる消費税額	6,419,300	8,853,200		8,729,200
		納付すべき地方消費税額	1,666,000	2,318,400		2,283,400
	過少申告加算税の額			308,000		292,000

原告B 課税の経緯（法人税）

【単位：円】

事業年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	審査請求	再更正処分等	裁決
平成 26 年 3 月 期	年月日	平成26年6月2日	平成28年11月8日			
	所得金額	1,048,155	△ 3,033,045			
	納付すべき法人税額	157,200	0			
	欠損金の当期控除額	0	0			
	翌期へ繰り越す欠損金額	0	3,033,045			
	過少申告加算税の額					
平成 27 年 3 月 期	年月日	平成27年6月1日	平成28年11月8日	平成29年2月3日	平成29年3月21日	平成30年1月12日
	所得金額	9,457,084	29,862,677	全部取消し	26,829,632	棄却
	納付すべき法人税額	1,571,500	6,774,800		6,001,300	
	欠損金の当期控除額	0	0		3,033,045	
	翌期へ繰り越す欠損金額	0	0		0	
	過少申告加算税の額		701,500		584,500	

(注)「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

原告 B 課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

課税 期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決	
	項目						
平成 26 年 3 月 課 税 期 間	年月日		平成26年6月2日	平成28年11月8日	平成29年2月3日	平成30年1月12日	
	消費税	課税標準額	3,109,540,000	3,099,826,000	全部取消し	棄却	
		消費税額	124,381,600	123,993,040			
		控除対象仕入税額	109,291,784	108,716,965			
		納付すべき消費税額	15,089,800	15,276,000			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	15,089,800	15,276,000			
		納付すべき地方消費税額	3,772,400	3,819,000			
	過少申告加算税の額			23,000			
平成 27 年 3 月 課 税 期 間	年月日		平成27年6月1日	平成28年11月8日			
	消費税	課税標準額	3,164,742,000	3,135,177,000			
		消費税額	198,795,144	197,497,544			
		控除過大調整税額	224,846	455,142			
		控除対象仕入税額	182,617,353	182,610,484			
		納付すべき消費税額	16,402,600	15,342,200			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	16,402,600	15,342,200			
		納付すべき地方消費税額	4,401,500	4,130,200			
過少申告加算税の額							

原告 A 平成25年 9 月期の法人税の所得金額及び納付すべき税額

【単位：円】

項目		区分	平成25年 9 月期
申告所得金額		①	0
加算	繰越欠損金の損金算入額の過大額	②	42,460,656
	過年度損益修正損の計上過大額 (家賃収入)	③	23,806,700
	家賃収入の計上漏れ	④	10,200,000
減算	事業税等の損金算入額	⑤	6,428,700
所得金額 (① + (② + ③ + ④) - ⑤)		⑥	70,038,656
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)		⑦	70,038,000
法人税額		⑧	17,019,690
控除所得税額		⑨	0
納付すべき法人税額 (⑧ - ⑨) (百円未満の端数切捨て)		⑩	17,019,600
既に納付の確定した法人税額		⑪	0
差引納付すべき法人税額 (⑩ - ⑪)		⑫	17,019,600
翌期へ繰り越す欠損金額		⑬	0

原告 A 平成25年 9 月課税期間の消費税等の合計税額及び過少申告加算税額

【単位：円】

項目		金額
	課税売上額（更正処分前）	① 971,652,600
加算	家賃収入の計上漏れ（税抜金額）	② 9,714,285
	差引課税売上額（①+②） （課税資産の譲渡等の対価の額）	③ 981,366,885
	非課税売上額	④ 99,016,756
	資産の譲渡等の対価の額（③+④）	⑤ 1,080,383,641
	課税売上割合（③/⑤）	⑥ 90.835037%
	課税標準額 （千円未満切捨て）	⑦ 981,366,000
	課税標準額に対する消費税額（⑦×4/100）	⑧ 39,254,640
	課税仕入れに係る支払対価の額 （更正処分前・税込金額）	⑨ 999,573,507
減算	過年度損益修正損の計上過大額（税込金額） （家賃収入） ※ 課税売上にものみ要するもの	⑩ 23,806,700
	差引課税仕入れに係る支払対価の額（⑨-⑩）	⑪ 975,766,807
	課税仕入れに係る消費税額（⑪×4/105）	⑫ 37,172,068
	⑫のうち、課税売上にものみ要するもの	⑬ 34,513,961
	⑫のうち、課税売上と非課税売上に共通して要するもの	⑭ 1,647,504
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑬+⑭×⑥）	⑮ 36,010,471
	控除対象仕入税額	⑯ 36,010,471
	納付すべき消費税額（⑧-⑯） （百円未満切捨て）	⑰ 3,244,100
	既に納付の確定した消費税額	⑱ 1,950,000
	差引納付すべき消費税額（⑰-⑱）	⑲ 1,294,100
	納付すべき譲渡割額（⑲×25/100） （百円未満切捨て）	⑳ 811,000
	既に納付の確定した譲渡割額	㉑ 487,500
	差引納付すべき譲渡割額（㉑-⑳）	㉒ 323,500
	差引納付すべき消費税等の合計税額（⑲+㉒）	㉓ 1,617,600
	過少申告加算税対象額（㉓の1万円未満の端数切捨て）	㉔ 1,610,000
	過少申告加算税額（㉔×10%）	㉕ 161,000

原告A 平成26年9月課税期間の消費税等の合計税額及び過少申告加算税額

【単位：円】

区分		税率4%適用分	税率6.3%適用分	合計	
	項目				
	課税売上額（更正処分前・税抜金額）	①	634,238,391	80,579,325	714,817,716
加算	加算合計額（税抜金額） （別表3-E「⑪」欄）	②	△ 19,256,132	30,388,888	11,132,756
	差引課税売上額（①+②） （課税資産の譲渡等の対価の額）	③	614,982,259	110,968,213	725,950,472
	非課税売上額	④			155,699,134
	資産の譲渡等の対価の額（③+④）	⑤			881,649,606
	課税売上割合（③/⑤）	⑥			82.340021%
	課税標準額 （千円未満切捨て）	⑦	614,982,000	110,968,000	725,950,000
	課税標準額に対する消費税額 （「税率4%適用分」欄について⑦×4/100） （「税率6.3%適用分」欄について⑦×6.3/100）	⑧	24,599,280	6,990,984	31,590,264
	課税仕入れに係る支払対価の額 （更正処分前・税込金額）	⑨	589,442,364	36,762,999	626,205,363
減算	減算合計額（税込金額） （別表3-E「⑱」欄）	⑩	25,194,360	128,520	25,322,880
	差引課税仕入れに係る支払対価の額（⑨-⑩）	⑪	564,248,004	36,634,479	600,882,483
	課税仕入れに係る消費税額 （「税率4%適用分」欄について⑪×4/105） （「税率6.3%適用分」欄について⑪×6.3/108）	⑫	21,495,162	2,137,011	23,632,173
	⑫のうち、課税売上のみ要するもの	⑬	20,058,584	1,168,609	21,227,193
	⑫のうち、課税売上と非課税売上に共通して要するもの	⑭	1,102,855	881,370	1,984,225
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑬+⑭×⑥）	⑮	20,966,675	1,894,329	22,861,004
	控除対象仕入税額	⑯	20,966,675	1,894,329	22,861,004
	納付すべき消費税額（⑧-⑯） （「合計」欄について百円未満切捨て）	⑰	3,632,605	5,096,655	8,729,200
	既に納付の確定した消費税額	⑱			6,419,300
	差引納付すべき消費税額（⑰-⑱）	⑲			2,309,900
	納付すべき譲渡割額 （「税率4%適用分」欄について⑲×25/100） （「税率6.3%適用分」欄について⑲×17/63） （「合計」欄について百円未満切捨て）	⑳	908,151	1,375,287	2,283,400
	既に納付の確定した譲渡割額	㉑			1,666,000
	差引納付すべき譲渡割額（㉑-⑳）	㉒			617,400
	差引納付すべき消費税等の合計税額 （⑲+㉒）	㉓			2,927,300
	過少申告加算税対象額 （㉓の1万円未満の端数切捨て）	㉔			2,920,000
	過少申告加算税額（㉔×10%）	㉕			292,000

(注) 「加算」欄の△は減算額を示す。

原告 A 平成26年 9 月課税期間の課税標準額及び課税仕入れに係る支払対価の額の増減額

【単位：円】

区分		税率 4 %適用分	税率 6.3 %適用分	合計	
項目					
課税売上額（更正処分前・税抜金額） （別表 3 - D 「①」欄）		①	634,238,391	80,579,325	714,817,716
課税標準額の増減額	家賃収入の減算過大額	②		4,722,222	4,722,222
	雑収入の減算過大額（通信設備設置賃料）	③	42,257		42,257
	雑収入の計上漏れ（通信設備設置賃料）	④	255,000		255,000
	建物売却代金の計上漏れ	⑤		25,666,666	25,666,666
	過年度損益修正益の計上過大額 （改修費用）	⑥	△ 14,285,714		△ 14,285,714
	過年度損益修正益の計上過大額 （エレベーター保守料）	⑦	△ 1,037,000		△ 1,037,000
	過年度損益修正益の計上過大額 （消防用設備点検料）	⑧	△ 1,040,200		△ 1,040,200
	過年度損益修正益の計上過大額 （管理委託料収入）	⑨	△ 2,904,761		△ 2,904,761
	雑収入の計上過大額（管理委託料収入）	⑩	△ 285,714		△ 285,714
	増減合計額（税抜金額）（②ないし⑩）	⑪	△ 19,256,132	30,388,888	11,132,756
差引課税売上額（①+⑪） （課税資産の譲渡等の対価の額）		⑫	614,982,259	110,968,213	725,950,472
課税仕入れに係る支払対価の額 （更正処分前・税抜金額） （別表 3 - D 「⑨」欄）		⑬	589,442,364	36,762,999	626,205,363
課税仕入れに係る支払対価の額の増減額	過年度損益修正損の計上過大額 （家賃収入） ※ 課税売上げにのみ要するもの	⑭	△ 22,500,000		△ 22,500,000
	過年度損益修正損の計上過大額 （通信設備設置賃料） ※ 課税売上げにのみ要するもの	⑮	△ 2,926,410		△ 2,926,410
	雑費の減算過大額 （エレベーター保守料） ※ 課税売上げにのみ要するもの	⑯	214,200		214,200
	雑費の計上漏れ又は計上過大額 （エレベーター保守料） ※ 共通するもの	⑰	17,850	△ 128,520	△ 110,670
	増減合計額（税込金額）（⑭ないし⑰）	⑱	△ 25,194,360	△ 128,520	△ 25,322,880
差引課税仕入れに係る支払対価の額 （⑬+⑱）		⑲	564,248,004	36,634,479	600,882,483

(注 1) 「課税標準額の増減額」及び「課税仕入れに係る支払対価の額の増減額」欄の△のないものは加算額、△は減算額を示す。

(注 2) ⑯の「共通するもの」は課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額であることを示す。

原告 B 平成27年 3 月期の法人税の所得金額及び納付すべき税額

【単位：円】

区分		平成27年 3 月期
項目		
	申告所得金額	① 9,457,084
加算	減価償却費の計上過大額 (本件建物及び改修費用)	② 2,086,665
	過年度損益修正損の計上過大額 (固定資産税)	③ 12,444,200
	租税公課の計上過大額 (固定資産税)	④ 1,133,700
	過年度損益修正損の計上過大額 (エレベーター保守料)	⑤ 1,195,950
	過年度損益修正損の計上過大額 (消防用設備点検料)	⑥ 1,092,210
	過年度損益修正損の計上過大額 (管理委託料)	⑦ 3,350,000
	受贈益の計上漏れ	⑧ 31,784,750
	加算合計額 (②ないし⑧)	⑨ 53,087,475
減算	過年度損益修正益の計上過大額 (改修費用に係る減価償却費)	⑩ 2,505,000
	過年度損益修正益の計上過大額 (賃料収入)	⑪ 22,500,000
	過年度損益修正益の計上過大額 (通信設備設置賃料)	⑫ 3,293,610
	繰越欠損金の損金算入額	⑬ 3,033,045
	減算合計額 (⑩ないし⑬)	⑭ 31,331,655
	所得金額所 (①+⑨-⑭)	⑮ 31,212,904
	課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)	⑯ 31,212,000
	法人税額	⑰ 7,119,060
	控除所得税額	⑱ 0
	納付すべき法人税額 (⑰-⑱) (百円未満の端数切捨て)	⑲ 7,119,000
	既に納付の確定した法人税額	⑳ 1,571,500
	差引納付すべき法人税額 (⑲-⑳)	㉑ 5,547,500
	翌期へ繰り越す欠損金額	㉒ 0

原告 B 平成26年 3 月課税期間の消費税等の合計税額及び過少申告加算税額

【単位：円】

項目		金額
	課税売上額（更正処分前）	① 3,109,540,650
減算	家賃収入の計上過大額（税抜金額）	② 9,714,285
	差引課税売上額（①-②） （課税資産の譲渡等の対価の額）	③ 3,099,826,365
	非課税売上額	④ 2,418,695,609
	資産の譲渡等の対価の額（③+④）	⑤ 5,518,521,974
	課税売上割合（③/⑤）	⑥ 56.171315%
	課税標準額 （千円未満切捨て）	⑦ 3,099,826,000
	課税標準額に対する消費税額（⑦×4/100）	⑧ 123,993,040
	課税仕入れに係る支払対価の額 （更正処分前・税込金額）	⑨ 2,955,572,431
減算	本件建物の改修費用の計上過大額（税込金額） ※ 課税売上にものみ要するもの	⑩ 15,000,000
	差引課税仕入れに係る支払対価の額（⑨-⑩）	⑪ 2,940,572,431
	課税仕入れに係る消費税額（⑪×4/105）	⑫ 112,021,806
	⑫のうち、課税売上にものみ要するもの	⑬ 106,244,983
	⑫のうち、課税売上と非課税売上に共通して要するもの	⑭ 4,400,792
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑬+⑭×⑥）	⑮ 108,716,965
	控除対象仕入税額	⑯ 108,716,965
	納付すべき消費税額（⑧-⑯） （百円未満切捨て）	⑰ 15,276,000
	既に納付の確定した消費税額	⑱ 15,089,800
	差引納付すべき消費税額（⑰-⑱）	⑲ 186,200
	納付すべき譲渡割額（⑰×25/100） （百円未満切捨て）	⑳ 3,819,000
	既に納付の確定した譲渡割額	㉑ 3,772,400
	差引納付すべき譲渡割額（⑳-㉑）	㉒ 46,600
	差引納付すべき消費税等の合計税額（⑲+㉒）	㉓ 232,800
	過少申告加算税対象額（㉓の1万円未満の端数切捨て）	㉔ 230,000
	過少申告加算税額（㉔×10%）	㉕ 23,000